

アフリカの食品・飲料市場調査
(ナイジェリア：法・制度編)

2023年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ラゴス事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

第1章 規則全般	2
1. 法人の設立及び登記	2
2. NAFDAC の登録及び規則.....	2
3. NAFDAC グローバルリスティングライセンス.....	6
4. 2018年小規模食品製造施設の生産検査に関する NAFDAC ガイドライン	8
5. 2018年食品製造施設検査ガイドライン	10
6. 2019年食品衛生規則.....	13
7. 2019年 NAFDAC による乳幼児向け食品等の指定商品の販売規則.....	14
8. 2004年偽造医薬品等及び不健康加工食品等（雑則）	17
9. 2019年食品等級（食卓用又は料理用）食塩規則.....	18
10. 油脂規制	20
11. 2021年フルーツジュース及びネクターに関する規則	21
12. アルコール飲料規則	21
13. 2019年ビール規則	22
14. ソフト飲料規則	23
15. 食品添加物規制	24
16. 2021年ワイン規則	26
17. 表示に関する規則.....	27
18. 任意項目・広告	33
19. 連邦競争及び消費者保護法	37
第2章 輸出入規制	41
1. 2019年輸入品の船積み前検査に関する法律.....	41
2. 水産物輸入規制	41
3. 関税、物品税等（併合）法	42
4. 関税及び物品税に関する法律（CEMA）	43
5. 輸出手続きの概要（SONCAP）	45
6. 食品輸入手続きの概要.....	47
第3章 課税の枠組み	49
1. 法人所得税（CIT）	49
2. 付加価値税.....	51
3. 高等教育税.....	52
4. キャピタルゲイン税	52
5. 源泉徴収税.....	52
6. 州税.....	53
第4章 広告	54

1. 2012年ナイジェリアの広告慣行及び販売促進、並びにその他の慣行に関する権利・制限の規約（第5版）	54
--	----

【定義】

「母乳代用品」	市販されている、又は母乳の一部又は全ての代用品として表示されている食品（その目的に適しているかどうかを問わない）
「補完食」	生後 6 か月（180 日）から 24 か月の幼児、又はそれ以降の乳児で、母乳や乳児用調製粉乳がもはや十分でない場合を対象に、製造・調製された食品。
「グローバルリスト」	スーパーマーケット事業者が認可された店舗内で、小売目的に従来の食品及び化粧品を輸入することができる制度をいう。
「ラベル」	乳幼児用の食品及び関連製品の容器に記載、印刷、ステンシル、マーク、エンボス加工、添付された、又はその他の方法で表示されるタグ、標章、図画その他の記述的事項を意味する。なお、包装及びインサートを含む。
「LFN」	ナイジェリア連邦法
「NAFDAC」	食品医薬品管理局
「SON」	ナイジェリア標準化機構
「SONCAP」	ナイジェリア標準化機構適合性評価プログラム
「WHA」	世界保健総会

第1章 規則全般

1. 法人の設立及び登記

設立手順及び要件

2020年会社及び関連事項に関する法律（CAMA）は、ナイジェリアにおける会社の登録要件を次の通り示している。

1.1 社名の登録¹

設立前に、会社の名前は、法人法規委員会（CAC）とオンラインで承認及び登録する必要がある。最初の登録期間は60日で、その後CACによりさらに60日間更新される。

1.2 基本定款²

会社の基本定款は、会社の事業活動の種類を定め、CAMAの標準規則を含んでいることとする。

1.3 株式と取締役³

CAMAは、すべての会社に最低1名の株主と1名の取締役が存在しなければならないと定めている。また、100%外資企業で、その取締役はすべて外国人であることも認められている。ただし、特定の分野においては例外的に、ナイジェリア人が一定数含まれている必要がある。

会社の株主のいずれかが法人である場合には、法人株主の定款の写しを設立届出書とともに提出すること。基本定款に署名する権限を持つ代表者の名前を記載した法人株主団体の決議が必要である。

ナイジェリア人以外の取締役が経営幹部を務める場合には、会社はその地位に対する外国人従業員割当て証明書を発行する必要がある。この取締役は、ナイジェリアの居住許可を有すること。

¹ 2020年CAMA 31条

² 2020年CAMA 32条、35条及び36条

³ 2020年CAMA 37～39条

1.4 登録会社所在地

ナイジェリアに登録している会社は、ナイジェリアに所在していること。法人設立の際には、現地の住所が必要となる。

1.5 期間

オンラインによる設立の場合、関連書類をオンラインで提出後、3～5 営業日以内で完了する。

1.6 ナイジェリア投資促進委員会（NIPC）への登録

外国人株主のいる会社は、ナイジェリア投資促進委員会（NIPC）に登録する必要があり、口座開設には登録の証拠が必要。NIPC は、ナイジェリア投資促進法⁴に基づいて連邦政府の投資促進機関として設立され、ナイジェリアへの外国投資を監視する責任がある。

2. NAFDAC の登録及び規則

2.1 NAFDAC

食品医薬品管理局（NAFDAC）とは、食品医薬品管理局法⁵（NAFDAC 法）に基づいて設立されたもので、規制対象製品（食品、医薬品、化粧品、医療機器、包装水、化学物質、洗剤）の輸入、輸出、製造、広告、流通、販売、使用を規制・管理するほか、同製品の登録、輸入された同製品の検査をする。

2.2 NAFDAC 登録プロセス

規制対象製品の製造、輸入、輸出を手掛ける企業は、事業開始前に NAFDAC に登録することが必須だ。

規制製品の登録の手順及び要件は、当該規制製品が現地製造された製品か、輸入された製品であるかによって異なる。ただし、異なる製品を製造する事業者は、製品ごとに NAFDAC 登録番号を取得するために、製品ごとに個別に登録する必要がある。

NAFDAC への登録の概要は、以下の通り。

(ア) NAFDAC のガイドラインに従って、申請書などすべての書類を提出。

⁴ CAP N 117, LFN 2004

⁵ CAP N 1, LFN 2004

- (イ) NAFDAC に規制対象製品の登録及び輸入に関連する検査施設の情報を提出。
- (ウ) NAFDAC から試験所での分析が必要だと通知があった場合に登録する製品のサンプルを提供する。
- (エ) 支払期日にすべての支払を終える。

2.2.1 NAFDAC のガイドラインに従って、申請書などすべての書類を提出

(ア) <http://registration.nafdac.gov.ng> から製品登録のオンライン申請書入手。

(イ) 申請書に製品名と販売名を記載する。

製品ごとに個別の申請書を提出。申請書の入手後、申請プロセス中に、記入済みのオンライン登録フォーム、以下の文書（すべて原本）及び 2 部のコピーを印刷して提出するものとする。

2.2.2 NAFDAC に規制対象製品の登録及び輸入に関連する以下の情報を提出

(ア) 公証された宣言書：必要事項が記入され、宣言者によって署名され、ナイジェリアの公証人によって公証されていること。

(イ) 委任状又は委託製造契約書：ナイジェリア国外の製造業者に代わって申請する者は、製造業者から委任状の証拠を提出しなければならない。申請するものは、専門分野に関するすべての事項について、本人の代理として発言する権限を有する。委任状は、次のとおりとする。

- ① 製品の製造元によって発行されること。
- ② 登録する製品の名称を記載し、当社常務取締役社長兼会長の署名があること。委任状には、「NAFDAC に製品を登録する権限」も記載する。
- ③ ブランド名/商標の国家所有権。

(ウ) 委託製造契約書：自己の会社を代表して申請する者で、当該製品の所有者である場合、委託製造契約書を提出しなければならない。当該委託加工契約には、本人及び製造者が署名しなければならない。契約は、次の条件を満たすこと。

- ① 製造国の公証人によって公証されていること。
- ② 署名者の氏名又は名称を記載し、登録するすべての製品の名称及びその他の関連する条項を明瞭な文言で説明した両当事者の署名。

(エ) 製造・自由販売証明書：製造者は、当該企業が食品の製造を認可されており、当該製品の販売が当該国の法律、すなわち製造・自由販売証明書（Certificate of

Manufacture and Free Sale) に違反しないという証拠を示さなければならない。自由販売証明書は次の条件を満たしている必要がある。

- ① 製造国の関連する健康/規制機関によって発行されていること。
- ② 登録する製造者名及び製品名を記載すること。
- ③ 企業が登記する国のナイジェリア大使館又は高等委員会によって認証されていること。なお、ナイジェリア大使館が存在しない国では、英連邦又は ECOWAS のいずれの国も文書を認証できる。

(オ) 分析証明書：分析証明書は、サンプルを試験/評価した品質管理試験所のレターヘッド紙に記載するものとし、以下の情報を含むものとする。

- ① 製品のブランド名
- ② 製品のバッチ番号
- ③ 製造日及び有効期限
- ④ 分析者の氏名、名称及び署名

(カ) ナイジェリアの法人法規委員会との輸入会社の事業法人設立の証拠。

(キ) 産業貿易投資省商標登録簿に商標名が登録されている証拠。（場合によっては商標/ブランド名の所有者の名前で登録する必要がある。）

(ク) 製品のラベル又はイラスト。

(ケ) 適正製造規範（GMP）検査の証拠：海外工場視察の招聘状には、以下を記載するものとする。

- ① 製造情報：会社名、工場所在地の住所、メールアドレス、電話番号など。
- ② ローカルエージェント情報：会社名、所在地の住所、電話番号、メールアドレス。登録する製品の名称。

書類提出先は、NAFDAC の事務局長宛で、以下の通り。

【住所】 Plot 1, Industrial Estate, Lagos Oshodi Apapa Express Way, Isolo, Lagos, Nigeria.

2.2.3 NAFDAC から試験所での分析が必要だと通知があった場合に登録する製品のサンプルを以下の書類とともに提供

- (ア) NAFDAC への支払いの証拠
- (イ) 分析証明書
- (ウ) 検査のための提出の証拠

2.2.4 支払期日にすべての支払を終える

文書による審査、製造施設の GMP 検査、製品の試験室での分析がすべて完了した場合、製品は承認会議に提出される。製品ラベルに適合性に関して問題がある場合は、市販製品が適合することを明記したメーカーからの確約書とともに、適合する製品を提出すること。

会議で製品が承認されると、申請者に登録又は上場の届出書を交付する。承認されていない製品には、適合指令を発行するものとする。

2.2.5 登録スケジュール

製品の登録は、通常、申請受理から 90 日以内に完了する。ただし、登録の変更には、追加で 60 日要する場合がある。

2.2.6 NAFDAC 登録番号

NAFDAC の検査に合格し、その後登録された製品には、固有の番号を割り当てられる。登録は通常 5 年間有効であり、使用権者が使用を維持する前に更新されなければならない⁶。輸入された製品はすべて、適切にラベルが貼られなければならない。

NAFDAC の商品登録費用は、登録する商品によって異なる。外国製造業者が既に GMP 認証を取得している場合には、外国検査費用を免除することができる。

NO.	項目 ⁷	関税 (ナイラ)
1.0.	ファストフードリスト (輸入)	
1.1.	1~100	1,000,000.00
1.2.	101~250	2,500,000.00
1.3.	251~500 (最大)	5,000,000.00
2.0.	グローバル/スーパーマーケット・リスト (輸入)	
2.1.	1~100	1,500,000.00
2.2.	101~250	3,300,000.00
2.3.	251~500	7,000,000.00
2.4.	501~1000	12,000,000.00
2.5.	1001~5000 (最大)	20,000,000.00

2.2.7 NAFDAC 登録番号要件の例外

特定の規制対象製品は、NAFDAC 登録番号を取得せずに登録できる。ただし、輸入許可を取得しなければならない。

⁶ nafdac.gov.ng/our-services/product-registrationevaluation/

⁷ https://www.nafdac.gov.ng/wp-content/uploads/Publications/NAFDAC-2019-Tariff_Final_Combined.pdf

NAFDAC 輸入許可のプロセスは次の通り。

- (ア) 所定の手数料を納付した輸入許可証の申請
- (イ) NAFDAC 倉庫検査
- (ウ) 必要書類
 - ① 技術担当官の情報及びパスポート写真
 - ② 法人法規委員会に提出する現地法人の設立証書
 - ③ 製品の分析証明書
 - ④ 現地の発注書
 - ⑤ 製品安全データシート

3. NAFDAC グローバルリスティングライセンス⁸

ナイジェリアでは、NAFDAC のグローバルリストへの登録が義務付けられている。NAFDAC グローバルリスティングライセンスは、製造業者又は輸入業者がブランド製品を輸入する場合に必要となる。

グローバルリスティング許可を申請するには、製造業者は既存の倉庫と販売店を所有している条件が求められることがある。輸入される各品目の数量は、年間 3,000 カートンを超えないものとしており、許可書には輸入のための特定の要件がある。

3.1 グローバルリストの申請方法と必要書類

グローバルリストの申請を行う製造者/輸入者は、NAFDAC に、製品の名称と説明、製品のブランド、製品の原産地、単位/パック、パックの種類（缶、小袋、ボトル）、カートンの数（品目ごと、出荷ごと）、及び製品の合計を記載した、その年に輸入される製品の在庫管理の書類を 3 部提出すること。

申請書には以下の書類を添付すること。

- (ア) 記入済み一覧様式「NAFDAC/1005」
- (イ) 各製品の分析証明書
- (ウ) ナイジェリアにおける会社設立証明書及び様式 C 07（取締役に関する事項）
- (エ) 購入した申込書の領収書

⁸ [NAFDAC グローバルリスティング許可:スーパーマーケット事業者の要件-Blackwood & Stone \(blackwoodstone.com\)](http://blackwoodstone.com)

3.2 設備検査

設置検査は、申請書の提出と納付の証拠を確認後に行う。通常、登録規制事務局は、食品のグローバルリスティングのための施設又は施設の検査を要請する。

NAFDAC 施設検査手続きに際して、申請者は以下を留意すること。

- (ア) 申請者は、保健衛生手順を守ること。
- (イ) 在庫登録簿で製品を保管すること。
- (ウ) 消費／賞味期限の切れた商品を陳列又、販売しないこと。
- (エ) 食料品は、洗面用具や化学製品以外の場所に陳列すること。
- (オ) ペットフードは個別に陳列し、他の食品から隔離すること。
- (カ) 冷蔵・冷凍品の保管・陳列は、適切な温度を保つこと。
- (キ) 食品取扱者は健康診断を受けること。なお、健康診断書は 6 か月ごとに医師から入手しなければならない。
- (ク) 従業員が適切な衛生及び衛生習慣について十分な訓練を受けていること。
- (ケ) 食品取扱者は、髪を覆い、宝石類のない適切な服装であること。
- (コ) 施設及び設備を清掃するための標準作業手順書 (SOP) があること。
- (サ) 燻蒸及び洗浄には適切な農薬及び消毒剤を使用すること。

3.3 承認後

検査合格後、次の関税が適用される。⁹

項目数	料金 (ナイラ)
500 以下	375,000.00+7.5% VAT
501~2500	1,000,000.00+7.5% VAT
2501~5000	2,500,000.00+7.5% VAT
5001 以上	5,000,000.00+7.5% VAT

3.4 ラベル付け

NAFDAC にグローバルリスト登録される食品は、食品に関するコーデックス基準に適合するものとする。英語以外の言語で書かれたすべての製品は、英語に翻訳されない限り、グローバルリストに含まれない。

3.5 サンプリング

⁹ この発表の時点では、ナイラから米ドルへの為替レートは CBN の公式レートで 1 ドルが 411.9 ナイラとなっている。

製造業者・輸入業者は、登録規制課が承認した出荷ごとの品目の事前リストを港湾検査局に提出しなければならない。港湾検査局は、分析のために製品を無作為に抽出する。荷送品は、検査及びサンプリングが実施された後、輸入者に返される。検査手数料は、コンテナ単位ではなく委託単位で請求されるものとする。

サンプル品は検査結果を待っている間 14 日間保留され、その後、商品が販売される。

4. 2018 年ナイジェリアの小規模食品製造施設の生産検査に関する NAFDAC ガイドライン

「2018 年ナイジェリアの小規模食品製造施設の生産検査に関する NAFDAC ガイドライン」は、ナイジェリアにおいて小規模で加工食品の製造に従事しようとする個人及び法人を指導するための規定である。小規模食品企業は、1～5 人のスタッフを擁する製造施設を指す。このガイドラインは、食品の安全性を確保するために、施設、食品の製造、加工、包装に使用される管理についての最低限の適正衛生規範（GHP）を規定している。

本ガイドラインは、ナイジェリアで食品、医薬品及び関連製品(登録など)の規定に従って登録された後でなければ、本製品を製造、輸入、広告、販売、流通又は使用することができないことを明確に規定している（Act Cap F 33 LFN 2004）。

食品は、施設が検査され、NAFDAC によりリスティング証明書が発行されない限り、ナイジェリアで製造されてはならない。

ただし、以下の食品は零細企業では検査が免除されている。

- (ア) 肉及び肉製品（乾燥したものを除く）
- (イ) 家禽・家禽製品
- (ウ) 魚及び魚製品（乾燥したものを除く）
- (エ) 牛乳・乳製品
- (オ) パック入りご飯、豆、生野菜
- (カ) ベイクドポテト
- (キ) 飲料
- (ク) 包装水

4.1 検査及び試験所分析の申請

検査の申請先は、NAFDAC 事務局長になる。申請者の法人の設立/登録の証拠、製品ラベルの商標登録の証拠、及び製品ラベルを添付する必要がある。

申請書は、適用される支払いを決定するために検証/審査される。検査及び試験所分析のための支払い通知は、NAFDAC の事務局長によって発行される。

4.2 申請書の提出： 審査された申請書は、ナイジェリア国内の州の NAFDAC 事務局長の連絡事務所に提出される。審査された出願書類は、次の書類と共に提出される。

(ア) 標準作業手順書 (SOP) 指標 (生産、リコール、流通、消費者の苦情、設備及び環境の清掃のリストを含み、施設の検査中にレビューされる)

(イ) 生産スタッフ用の食品取扱者証明書/健康診断書には、以下の項目を含めるべきである。喀痰検査、検便、尿検査、ウィダール検査、B 型肝炎検査

(ウ) 原材料のリストとその調達源のリスト

(エ) 原材料分析証明書 (任意)

(オ) 完成品分析証明書 (任意)

(カ) くん蒸証明書

(キ) ラベル/包装材

4.3 ドキュメントの審査： 出願審査が成功すると、出願者は検査の予定日を取得する。

4.4 検査： 検査が不十分な場合、適合指令が発行され、申請者に通知される。検査終了時に製品サンプルを採取して試験室で分析し、検査報告書は登録規制局に送付してさらに処理する。

上記のステップが正常に完了すると、製品が承認され、NAFDAC 登録証明書が出願者に発行される。

4.5 ナイジェリアの小規模食品施設の要件

(ア) **人員：** 定員は 1 人から 5 人の間であること。小規模の食品企業に従事する者は、基礎教育又は十分な訓練及び必要な経験を有していること。従業員は、製品を汚染から守るために、全体、ヘッドカバー、鼻と口のマスク、手袋などの防護服を着用し、適切な衛生と衛生習慣を実践すること。従業員は少なくとも年 1 回食品取扱者試験/健康診断を受けること。伝染病にかかっていることがわかっている人や傷のある人は、健康であることが医学的に証明されるまでは、職務から除外すること。

(イ) **建物・施設：** 建物は、専用の建物でも、既存の住宅の一部でも問題はなく、指定はない。ただし製造区域は、汚染源 (トイレ、浴室など) と直接通じていてはならない。窓や玄関のドアは防虫ネットで遮蔽し、ドアは汚染を防ぐために自閉式である必要がある。十分な換気と照明を行い、施設を常に清潔に保つ必要がある。

- (ウ) **装置**：食品と接触する部品は、食品用ステンレス鋼のような衛生的な素材であること。また、装置は使用の前後に洗浄され、乾燥されること。
- (エ) **原材料/包装材料及び供給元**：原材料及び包装材料は、トレーサビリティを確保し、品質及び規格が良好であること。搬入されるすべての資材は、適切な条件下で保管されること。
- (オ) **環境衛生**：廃棄物は適切な方法で処分されること。また、手を洗って乾かすための衛生設備があること。燻蒸は四半期ごとに行うこと。トイレや手洗い設備は、製造区域から離れた場所に適切に配置し、清潔に保つこと。なお、製造区域内での飲食、喫煙は禁止されている。
- (カ) **流通システム**：不良品の回収を容易にするために、製品流通網の記録を適切に保管すること。販売会社名、住所、電話番号、メールアドレス、ロット番号、製造年月日及び有効期限等を入手すること。
- (キ) **輸送に関する取り扱い**：製品の品質を消費者に引き渡されるまで維持すること。製品は、劣化、汚染、損傷及び破損を防止する条件下で取り扱われ、輸送されること。
- (ク) **ラベル**：製品ラベルは、現行の NAFDAC 包装済み食品表示規則及びその他の関連規則に適合するものとする。製品には英語で適切なラベルを貼付し、以下の事項を記載する。成分・材料の一覧表、内容物の正味重量・容積、製造者の住所、バッチ番号、製造及び賞味期限、保管条件、必要に応じて調製・使用方法、NAFDAC 登録番号。

5. 2018 年ナイジェリア食品製造施設検査ガイドライン

NAFDAC は、ナイジェリアで国内消費される食品が必要な基準を満たしていることを確認するために、生産に使用される施設及び生産プロセスを検査する。登録が完了した場合には NAFDAC 登録番号を発行する。

「2018 年ナイジェリアにおける包装済み食品製造・包装施設の検査及び要件に関するガイドライン」（以下「**検査ガイドライン**」という。）は、製品の製造又は加工に使用する施設及び管理が品質基準を満たすようにするために、最低限の現行適正製造規範要件を定めている。

5.1 包装済み食品製造・包装施設の検査申請

検査ガイドラインは、NAFDAC 事務局長に検査申請することを規定している。申請書には、製造所の住所及び電子メールアドレス、並びに所有者の電話番号を記載すること。当該申請書には、次の詳細も添付しなければならない。

- (ア) 出願者の法人の設立/登録の証拠
- (イ) 製品ラベルの商標登録の証拠
- (ウ) 製品ラベル
- (エ) 委託加工契約書（該当する場合）
- (オ) 執行役の氏名及び資格等を記載した会社の組織図（例：製造部長、品質管理部長）
- (カ) すべての資格証明を含む技術担当者（学位等）及び技術担当官の指名書及び受理書
- (キ) 技術担当者のパスポート写真
- (ク) 標準作業手順書（SOP）指標（生産用、品質管理用、工場内・設備の清掃用、消費者苦情処理用、回収・流通用など、施設検査時に見直す SOP の一覧表）
- (ケ) 生産設備及び品質管理設備及びその出所リスト、生産工程フローチャート、原材料及びその出所リスト
- (コ) 次の検査を含む生産スタッフの食品取扱者証明書：喀痰、B 型肝炎、ウィダール、便、尿検査、胸部 X 線検査（年 2 回実施）
- (サ) 水及び処理水の分析証明書（該当する場合）
- (シ) 原材料及び完成品の分析証明書
- (ス) 工場の現在の燻蒸証明書（四半期ごとに実施）
- (セ) 全国の製造事業所以外の保管事業所一覧

申請書の提出：申請書は、ナイジェリア各州の NAFDAC 連絡事務所に提出できる。提出された申請書は、審査の後、NAFDAC により検査及び試験所分析のための支払い通知が発行される。

ドキュメントの審査：出願審査の完了後、出願者は検査の予定日を取得する。

検査：検査が不十分な場合、適合指令が発行され、申請者に通知される。検査終了時に製品サンプルを採取して試験室で分析し、検査報告書は登録規制局に送付されて、処理される。

上記のステップが正常に完了すると、製品が承認され、NAFDAC 登録証明書が発行される。

5.2 ナイジェリアの包装済み食品製造/包装施設の要件

(ア) 組織と人員

- a. 主担当者の氏名・資格を明確に定義した組織図を示すこと。
- b. 様々なプロセスを遂行し、監督するための十分な数の有資格者がいること。
- c. 従業員に対して適切な訓練を受けさせること。
- b. 品質管理部門と生産部門は、経営者に直接報告できる、独立した部門であること。
- c. 社内及び工程内の品質管理は、生産管理者が行うことができるが、包括的/詳細な製品分析は、ナイジェリア国家分析協会（IPAN）に登録された公認分析士が行うこと。
- d. 従業員は、製品を汚染から守るために、手袋、ヘッドカバー、鼻と口のマスクなどの清潔な防護服を着用すること。
- e. 従業員は衛生環境を保つ習慣を実践すること。
- f. 製造・保管場所での飲食、咀嚼、喫煙を禁止する。
- g. すべての従業員が治療を受け、伝染病の検査を受け、その記録を保管すること。
- h. 製品の安全性又は品質に悪影響を及ぼすおそれのある疾患をもつ者は、その状態が是正されるまでは、製品との直接接触を避けること。
- i. 製品の製造に悪影響を及ぼす可能性のある健康状態を報告するよう全従業員に指示すること。

(イ) 建物・施設

- a. 食品製造施設は、クロークルーム、包装資材保管室、製造区画、完成品保管室として指定された少なくとも4つの部屋で構成されていること。
- b. 工場の敷地全体をフェンスで囲み、他のすべての建物（住居用又は商業用）と区別すること。
- c. 工場は、墓地、食肉処理場、採石場、下水処理工場、ダンプサイト、製材所、油槽所、セメント工場の近くにあってはならない。また、食品の加工、製造、生産及び包装の汚染源となりうる場所の近くにあってはならない。
- d. 工場は木造やプレハブで作られていないこと。サイズは、使用目的に適していること。
- e. 施設は、外部からの干渉を防ぐために、周囲（少なくとも高さ5フィート）にフェンスで囲われていること。
- f. 建物の床、壁及び天井は、日常的に容易に洗浄し及び消毒することができる滑らかなで固い表面でできていること。床は滑らかなセメント、テラゾー、タイルで覆うか、エポキシ樹脂で作ること。
- g. 天井板は、非アスベストではがれにくい材料であること。窓とドアは防虫ネットで遮蔽し、ドアは汚染を防ぐために自閉式にすること。
- h. 材料の識別、清掃、保守及び適切な作業を容易にするために、すべての区域に適切な照明を設置すること。
- i. すべての区域及び高リスクの食品製造における結露を最小限にするために、適切な換気、冷却及び排気システムが設けること。高リスク食品については、必要な箇所に適切な空気浄化システムを設置すること。
- j. 材料を保管するためにパレット又は棚を設けること。

(ウ) 冷蔵

冷蔵室は、特別な保管条件を必要とする材料（原材料、包装材料、完成品など）のために設ける必要があり、以下の特徴を有すること。

- a. 空冷/冷凍設備を備えていること。
- b. 冷蔵室を開けずに温度計を読み取れるように設置すること。
- c. コールドチェーンが常に監視されていることを確認するために、温度監視表を作成すること。
- d. 予備の発電機又は代替電源が設置されていること。
- e. 冷蔵室には十分な照明が設置されていること。

(エ) 生産

- a. 生産工程の中で水を利用する場合には、床からの壁の高さの少なくとも 1/3 をセラミックタイルで覆うこと。
- b. 換気を高めるため、機能的な空調又は冷却システムを生産セクションに設置すること。ただし、熱や粉末原料の粉塵が発生する可能性のある製造部門では、この部屋の換気を高めるために、換気扇又は集塵機を使用すること。
- c. 照明は自然照明又は電気照明を利用することとし、室内は十分に明るいものとする。
- d. 床と壁は、日常的に簡単に掃除や消毒ができる滑らかで固い表面で作られていること。
- e. 必要に応じて適切に排水できる環境を整えること。

(オ) 原材料・完成品の倉庫

- a. 原材料及び完成品の貯蔵の際は、製品の性質に応じて、湿度や温度を適切に管理できるようにすること。
- b. 業務に適切な区画を設けること。業務区画には、クロークルーム、トイレ、原材料保管所、包装資材保管所、製造区画、完成品保管所及び試験所を含めること。

検査は通常、定められた日から 1～3 日以内に完了しする。検査費用は、申請書の審査時に言い渡される。

6. 2019 年食品衛生規則

食品衛生規則（以下「規則」という。）は、ナイジェリアにおける食品の製造、加工、包装、輸送、流通、製造、取扱い、貯蔵、販売又はその他食品施設に関連する事項を取り扱

う事業者を規制する。本規則は、上記のいずれかの事業又は活動に関与し、又はこれらを行う事業者の義務を定めている。これらの義務には、次のものが含まれる。

- (ア) 食品事業は、不衛生な場所で行ってはならない。施設の状態、状況又は構造は、食品を汚染の危険にさらしてはならない。また、食品事業は汚染源の可能性のある場所の近くに位置してはならない。
- (イ) 食品施設の管理者は食品安全管理システムについて、製品の安全に影響を及ぼす者の職務、責任及び報告関係を事前に決めておくこと。また、明確な組織構造を確立すること。そのほか、食品及び生産活動が安全要件に適しているかどうか確認し、是正するために、明確な手順が確立されていること。
- (ウ) 事業者は、従業員が与えられた任務を遂行するための適切な教育、訓練を受ける機会を確保しなければならない。また、施設内で食品を取り扱う者は、適切な食品取扱者の検査報告書を有することを確保しなければならない。検査報告書の作成は、登録された医師が実施するものとし、適切で清潔な防護服を着用するものとする。さらに事業者は、食品取扱者が食品を介して伝染する可能性のあるいかなる病気にも罹患していないこと。食品事業者は、食品取扱者がその業務活動に応じた食品衛生に関する事項について訓練、指導及び監督を受けていること。
- (エ) すべての食品事業者は、食品の調理に使用する原材料の使用に関する規則の規定を遵守すること。
- (オ) 食品事業者は、危害要因分析重要管理点（HACCP）のシステムに基づいて適切な安全手順が特定され、実施され、維持され、レビューされることを確保すること。そのために、食品の事業活動のあらゆる段階が特定できること。
- (カ) 消費者による苦情・リコール、製品分析、有害生物防除、製品包装、食品輸送を確実にするための効果的なシステムを確立すること。
- (キ) 表示及び製品情報について、食品に関わるすべての人が十分な情報にアクセスできるようにすること。また、食品は、該当する場合、2019年包装済み食品、水及び氷表示規則に適合していること。

7. 2019年NAFDACによる乳幼児向け食品等の指定商品の販売（登録、販売等）規則

2019年NAFDACによる乳幼児向け食品等の指定商品の販売（登録、販売等）規則（以下「規則」という。）は、母乳代用品及び補完食品の品質管理、並びに母乳代用品、補完食及び関連製品の使用に関する情報に適用される。

本規則は、母乳代用品及び補完食が、母乳及び関連製品の一部もしくは全体を代替するために市販されている場合に、販売及び慣行を管理し、規制することを目的とする。

本規則では、以下の提出物を送付して、すべての製品は登録されている必要がある。

- (ア) 管理局によって規定された手数料。
- (イ) 管理局が要求する製品のサンプル。
- (ウ) 製品分析の証明書原本。
- (エ) 製品の特性、品質及び安全性に関する特別な表示の証拠。
- (オ) 原産国において製品の安全性に責任を持つ法定機関が発行し、同国のナイジェリア代表部が正式に認証した輸入製品の製造・自由販売証明書の原本。
- (カ) 放射線物質検査証明書原本。
- (キ) 商標所有の証拠。
- (ク) 登録用紙に記載された情報が正確であり、提出されたすべての書類が正しいという宣言。
- (ケ) 製造会社の事業所長または事業部長が署名し、製造国で公証されたもので、ナイジェリアの代理人がナイジェリアで製品を登録することを許可する委任状または製造委託契約書。
- (コ) 母乳代用品及び関連製品を宣伝してはならないという約束。

補完食（家庭又は商業的に製造されたもの）は、管理局が随時作成する本規則及び関連する指針に従って販売することができる。

この規則により、食品医薬品局（NAFDAC）は、家族が使用するよう設計された乳幼児用食品に関する情報及び教育用資料の計画、設計、製造、提供及び配布を管理する権限を与えられている。上記の資料は、英語及び他の 3 つの主要なナイジェリアの民族語（ハウサ、イボ、ヨルバ）で作成すること。

同規則は、母乳代替品および関連製品の一般消費者（妊婦、母親およびその家族）に対するあらゆる形態の広告、直接的または間接的に母乳代替品および関連製品のサンプル提供、妊婦または乳幼児の母親に対する教育機能を果たすことを禁止している。

本規則は、他の規則におけるラベル表示要件に加えて、独自のラベル表示フォーマット及び内容を規定しており、ラベル表示には以下を含まなければならない。

- (ア) 母乳代用品及び関連製品の商品名
- (イ) 製造者の名称と所在地
- (ウ) 「質量/体積」による正味含有量
- (エ) 製造国
- (オ) バッチ番号
- (カ) 使用説明書
- (キ) 貯蔵条件
- (ク) 製造日
- (ケ) 有効期限
- (コ) 原材料を質量が大きい順に並べたもの
- (サ) 栄養情報
- (シ) その製品が推奨される年齢を数字で示すこと
- (ス) 「重要な通知」という表示、またはこれに相当する語は目立たせること
- (セ) 母乳育児が優れているという主張
- (ソ) 適切な使用方法に関する指示、及び不適切な使用による健康被害に対する警告
- (タ) 英語及び主要なナイジェリアの民族語（ハウサ、イボ、ヨルバ）による本文

さらに同規則は、ラベルは、製品の使用を理想化または促進するための幼児の写真、図面、その他のグラフィック表現を示してはならず、グラフィックは製品の準備方法を説明するためにのみ使用されるものと規定している。

輸入又は現地で製造された製品もしくはその他の方法で流通される製品は、現行の所定の国内工業規格又は現行の国際規格を満たすものとする。

ここでいう国際規格とは、コーデックス委員会の指令に基づき定められた規格、「乳幼児用食品衛生規範」、またはコーデックス委員会が製品の品質基準を向上させるために将来策定する規格を指す。これらの輸入品は、製造国の製品と同一品質または類似品質であること。

本規則のいずれかの規定に違反した場合、その者は有罪であり、有罪判決を受ける責任がある。有罪判決による処罰は、警告、破壊のための押収、罰金、事業の閉鎖から懲役刑に及ぶ。

8. 2004 年偽造医薬品等及び不健康加工食品等（雑則）

偽造医薬品等及び不健康加工食品等（雑則）法 CAP C 34 LFN 2004 は、偽造、不純、禁止品又は偽物、規格外又は期限切れの医薬品又は不健全加工食品の販売及び流通を禁止する。上記の行為、又はその遂行を援助する者は、本法に基づいて処罰される罪を犯すことになる。

同法第 12 条は、「偽造医薬品」とは、次のいずれかに該当する食品と定義している。

- (ア) 表示されているものと異なる医薬品又は製剤
- (イ) 着色、コーティング、研磨、粉末化によって損傷が隠されている、実際よりも良好、もしくは治療的価値が高いようにみせた医薬品又は製剤。所定の方法で表示されていないもの、又はその医薬品に添付されているラベルや容器に、虚偽の内容を含むもの、又は誤解を生じさせるもの。
- (ウ) 容器が誤解を招くように作られた医薬品。
- (エ) その使用が健康に害を及ぼす可能性がある場合や、投与量、方法、使用期間、健康状態、年齢によっては危険であるかもしれない場合において、適切な警告や指示が明記されていない医薬品。
- (オ) 食品、医薬品及び関連製品(登録等)の規定に従い、管理局による登録を受けていない医薬品。

同法はまた、「不健康加工食品」とは、次のいずれかに該当する食品と定義している。¹⁰

- (ア) 不潔、腐敗、又は分解した物質で作られている。
- (イ) 不衛生な状態や、汚染されたもの、もしくは健康を害するおそれがある状態で、製造、包装、貯蔵されたもの。
- (ウ) 健康に害を与える可能性のある有害物質でできた容器に梱包されているもの。
- (エ) 規定されている色以外の色のみを有し、または着色する目的で含有すること。
- (オ) 健康に害を及ぼす可能性のある有害物質が含まれているか、または品質や効果を低下させるような他の物質と混合されているもの。

同法は、禁止品、偽物、規格外、期限切れの医薬品や加工食品を、いかなる形態であれ、生産、輸入、製造、販売、流通、又は販売目的での陳列を支援又は教唆する者は、同法に基づき処罰されると規定している。

¹⁰ 偽造医薬品等及び不健康加工食品等（雑則）法第 12 条 CAP C 34 LFN 2004

同法はさらに、市場、キオスク、バスターミナル、屋台、フェリーなど、当局によって正式に認可又は登録されていない場所での販売行為やこれの支援は、同法に基づき処罰されると規定している。

本法を運用するために、連邦レベルでは連邦タスクフォースを、州レベルでは州タスクフォースを設置している。これらのタスクフォースは、本法の規定を施行する全体的な責任を負う。

本法において、「医薬品又は製剤」とは、有効な医薬成分を含有する化粧品を含む。

法に基づいて個人が罪を犯した場合、有罪判決を受けた者は、500,000 ナイラ以下の罰金又は2年から5年の拘禁に処せられる。

法人組織によって当該犯罪が行われた場合は、当該犯罪が行われた時点で法人の所有者、取締役、部長、秘書役その他これらに類する役員、使用人又は代理人であったすべての者（又はそのような資格で行動すると称する者）は、法人と同様に、当該犯罪について有罪であるとみなされ、相応に訴追及び処罰を受ける。

9. 2019年食品等級（食卓用又は料理用）食塩規則

2019年食品等級（食卓用又は料理用）食塩規則（以下「規則」という。）の規定により、消費者、食品製造業者に使用される、もしくは食品添加物として使用されるすべての食塩は、規則に定める食品等級の塩に関する基準要件を満たさなければならない。

この規則は、登録されていない塩を食用に販売、輸入、流通等することを禁じている。この規則はまた、食品等級の塩の基準を規定しており、次の条件を満たすものとする。

- (ア) 主に塩化ナトリウムから成る結晶性の生成物。
- (イ) 海、地下岩塩鉱床、又は天然塩水から得られる。
- (ウ) 添加物を除く乾燥物に対し塩化ナトリウムを97.0%以上含み、かつ、水に溶けない物質を0.2%以下含む。
- (エ) NAFDAC に規定された残留基準値でヨウ化ナトリウム、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸塩を用いてヨウ素を強化したもの。

この規則はさらに、食品等級の塩の包装と表示、汚染物質の最大限度などの表示要件を規定している。

ヨウ素添加塩の包装要件は以下のとおりである。

(ア) 次の素材の密閉容器に包装されていること。

高密度ポリエチレン (HDPE) やポリプロピレン (PP) の袋 (ラミネート加工又は非ラミネート加工)、低密度ポリエチレン (ILDPE) ライニングのジュート袋 (グレード 1803DW のジュート袋に 150 ゲージのポリエチレンシートを裏打ちしたもの) など。

(イ) 保管、輸送又は販売のいかなる段階においても、雨、過度の湿度又は直射日光にさらされないこと。

さらに、本規則は、食品等級の塩に関する具体的な表示要件を以下のように規定している。

(ア) ラベルに表示されている製品名は「食塩」とする。

(イ) 「食塩」という名称には、「食品等級」、「食卓」又は「調理用」という接頭辞を付けるものとする。

(ウ) 塩の結晶化工程中に添加される 1 種以上のシアン化物塩を含む場合には、名称に付随して「樹枝状」という用語を含めるものとする。

(エ) 1 つ以上の栄養素の担体として使用され、公衆衛生上の理由から表示がされている場合には、製品の名称は、「フッ化塩」、「ヨウ素添加塩」、「ヨード塩」、「鉄強化塩」、「ビタミン強化塩」又は管理局の定める名称がラベルに表示されなければならない。

(オ) ヨウ素による食品級塩の強化には、ヨウ化ナトリウム及びヨウ化カリウム又はヨウ素酸塩を用いることができる。

(カ) ヨウ素添加食品用塩の製造は、ヨウ素添加食品用塩を適切に製造するために必要な知識と、設備を有する信頼できる製造業者のみが行い、特に正しい投与量と混合を行うものとする。

(キ) 工業用の塩 (塩化ナトリウム) には、赤太字で「人が消費するものではない工業用塩」と表示しなければならない。

(ク) 塩へのヨウ素添加では、黒枠に緑色のナイジェリアの地図と白色の 3 人の人物のロゴを付けること。

(ケ) あらかじめ包装された食品等級の塩は、正味 1kg を超えてはならず、ラベルにそのように表示されてはならない。

(コ) ヨウ化物を含むすべての成分は、他の食品の製造において使用される場合を除き、食卓塩の成分表に記載されなければならない。

本規則のいずれかの規定を遵守しなかった場合、その者は有罪とし、有罪判決を受ける責任を負う。違反者が個人である場合は、1 年以下の懲役若しくは 50,000 ナイラ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。違反者が法人である場合は、100,000 ナイラを以下の罰金とする。

10. 油脂規制

NAFDAC の油脂規則（以下「規則」という）は、品質基準を規定し、食用油脂の分類を規定している。本規則は、ナイジェリアにおいて製造、輸入、輸出、広告、販売、流通又は使用される油脂を含むすべての食品に適用され、登録されない限りナイジェリアにおける油脂の製造、輸入、輸出、広告、販売又は流通を禁止する。

本規則の主な特徴は以下のとおりである。

(ア) ビタミンA強化

本規則に従って、加工油脂のビタミンAが20,000IU/kg以下にしなければ、取り扱ってはならない。

(イ) 産地、供給源

本規則は包装された油脂の供給源を規定する。食用油脂は、植物性及び動物性のものを原料とし、油脂中に天然に存在する他の脂質及び遊離酸を含有することができる。動物性脂肪は、食肉処理の際に食用に適すると証明された動物から生産しなければならない。植物油は、植物性供給源に由来するものとし、規則に基づいて表示すること。

(ウ) 添加物

本規則はまた、包装された油脂の許容内容を規定している。食用油脂は、認められた天然香料、それらと同一の合成香料及び天然香料を再現する目的でその他の認可された合成香料を含むことができる。また、許可された防腐剤、消泡剤及び結晶化防止剤を含み、その使用及び制限は本規則に規定されている。

(エ) 不純物

本規則に基づき、有害物質を含有する食用油脂の輸入、輸出、製造、販売、貯蔵、流通等を禁止する。

(オ) 油脂の表示

2019年の包装済み食品（表示）規則への適合に加えて、同規則は、内容物と出所に応じて、包装された油脂の表示に付すべき追加的な記載を規定している。動物性脂肪と植物性脂肪の混合物は、ラベルが貼られていて、混合物が明記されていない限り、販売することはできない。

(カ) トランス脂肪酸の表示

本規則は、食用、貿易、ケータリング事業等に使用される油脂で、トランス脂肪酸の含有量が油脂100グラム当たり2グラムを超える製品の製造及び輸入を禁止している。食品が「トランス脂肪酸フリー」であることを記載した広告の内容は、最終製品100

g 当たり 1 g 未満とする。2%以上の脂肪を含む製品は、それぞれの脂肪成分の種類と濃度を示さなければならない。

本規則はまた、本規則の規定を怠った事業者に対する罰則を規定している。本規則に基づき、当該規定に違反した者は有罪とする。有罪判決を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 5 万ナイラ以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。法人は 10 万ナイラ以下の罰金を支払う。企業等が罪を犯した場合には、すべての取締役、経営者、秘書等が責任を負い、有罪となる。

11. 2021 年フルーツジュース及びネクターに関する規則

2021 年フルーツジュース及びネクターに関する規則（以下「**規制**」）は、ナイジェリアにおいて製造、輸入、輸出、広告、販売、流通又は使用されるすべてのフルーツジュース及びネクターに適用される¹¹。

本規則は、規定に従って登録されない限り、フルーツジュース又はネクター製品はナイジェリアにおいて製造、輸入、輸出、広告、販売、流通又は使用されてはならないとしており、すべてのフルーツジュース及びネクター製品の登録を義務付けている。

本規則はさらに、フルーツジュース及びネクター製品は、NAFDAC の承認を条件として、砂糖、転化糖又はデキストロース、承認された食品添加物及び非栄養性甘味料を含有することができると規定している。

また、本規則の第 1 附則は、フルーツジュースの定義及び組成を規定しており、本規則の対象となる製品の特定の組成については、本規則を援用すべきである。

12. アルコール飲料規則

NAFDAC は、ナイジェリアで製造、輸入、輸出、流通、広告、販売又は使用されるすべての蒸留酒を対象とした 2019 年アルコール飲料規則（以下「**規則**」）を制定している。アルコール飲料規則はまた、エチルアルコール及び農産物のアルコール飲料の使用、並び

¹¹ 2021 年フルーツジュース及びネクターに関する規則第 1 条

に食品の表示及び表示におけるアルコール飲料の名称の使用にも適用される。以下にその特徴を示す。

(ア) 禁止事項

本規則は、本規則の規定に従って登録されていない限り、製造、輸入、輸出等を禁止する。また、主要な表示ラベルにアルコール度数が表示されていないアルコール飲料は販売できない。

(イ) 使用と制限

本規則は、管理局がアルコール飲料製造における食品添加物又は着色料の使用及び制限を定めることを規定している。

(ウ) 酒類の販売の制限

アルコール飲料の名称は、本規則の規定に従わなければならない。さらに、アルコール飲料にはカフェインなどの健康に有害な物質が含まれていてはならない。

(エ) ラベル情報

アルコール飲料は、2019年の包装済み食品（表示）規則に適合するものでなければならない。また、製造者は、アルコール飲料の名称が地理的表示及び呼称を保護することを保証しなければならない。アルコール飲料の包装は管理局が定めるものとし、適切な年齢制限をボトルに表示しなければならない。アルコール飲料は、健康に資する商品であると主張してはならない。

(オ) アルコール飲料の広告

同規則はアルコール飲料の広告の内容を規定している。特に、誤解を招くものであってはならない。また、児童、スポーツ選手又は妊婦の使用は禁止される。年齢制限は広告に目立つように表示しなければならない。

(カ) アルコール飲料の規格

本規則の附則では、ウイスキー、ラム、ジン、ブランデー、リキュール、アルコールコーディアル、ウォッカ、ポマース、マルク、テキーラ、ゲンチアナ、ジュニパー風味のアルコール飲料等の特定の飲料に関する仕様が定められている。アルコール飲料の製造者は、定められた仕様に適合しなければならない。

13. 2019年ビール規則

NAFDACは2019年ビール規則（以下「規則」）を制定し、ビールの製造、輸入、輸出、流通、広告、販売及び使用を行う者に対する最低要件を定めている。

(ア) 禁止事項

本規則は、本規則の規定に従って登録されない限り、ビールの製造、輸入、輸出等を禁止する。製造者は、規則の附則に規定されたビールに関する基準に適合しない限り、いかなる食品のラベルに「ラガー」、「エール」又は「スタウト」などという語を表示してはいけない。

(イ) 原料

ビールは、本規則の規定に定める特定の原料を有するものとする。水にホップ又はホップエキスを加えて穀物麦芽をアルコール発酵させたもので、ビールの味、香り及び特徴を有するように醸造した原料で構成されている必要がある。

(ウ) ラベル情報

2019年の包装済み食品、水及び氷表示規則への適合に加えて、製造者は、ビールのラベルに以下が表示されることを確保しなければならない

- a. アルコール度数
- b. 注意文：「責任を持って飲むこと」、「18歳以上が対象」

(エ) 充填

ビールを充填する際、製造者は、ビールの品質に影響を及ぼさない適切な容器を確保すること。また、ビールはその材料のそれぞれの規格に適合した気密容器に密封すること。

(オ) 広告

ビールの広告においては、法に定めるビールの広告に関する規定と併せて、2019年食品広告規制を遵守すること。

14. ソフト飲料規則

食品医薬品管理局法（Cap N 1 LFN 2004）第5条に基づき、権限を行使する食品医薬品管理局の運営審議会は、ナイジェリアにおけるソフト飲料の表示において従うべき規則を定めた。

2021年ソフト飲料規則（以下「ソフト飲料規則」という。）では、ソフト飲料を炭酸ソフト飲料と炭酸の入っていないソフト飲料の2つに分類している。

「ソフト飲料規則」は、規定により登録されたものでなければ、ソフト飲料を製造、輸入、輸出、販売、広告、販売を目的に陳列、提供してはならないことを定めている。

さらに同規則では、清涼飲料水のラベル表示において、果汁含有率が5%以上でNAFDACの果汁ネクター規則に規定されているものでない限り、「フルーツジュース」と表示してはならないと定めている。また、同規則では、清涼飲料水のラベル表示において、果汁含有率が5%以上でない限り、果物の写真や肖像を表示することは違法であると定めている¹²。

ソフト飲料規則によると、ソフト飲料はフルーツカッシュ、フルーツシロップを含み、管理局が定める標準組成に適合するすべての包装には、飲料が製造された内容物及び果実の性質を示すラベルを貼付しなければならないと規定している。ただし、人工甘味料を含む飲料には、「～フレーバー」という表示をし、「フレーバー」という言葉のそばに、同じ文字と色で「天然果汁を含まない」という表示を入れるものとする¹³。

また、「ソフト飲料規則」は、同規則の規定に違反した個人又は企業に対する罰則を定めている。本規則の規定に違反した個人は、1年以下の懲役又は800,000ナイラ以下の罰金に処せられるものとし、違反者が法人である場合には、会社の役員及び発起人は、個人と同様の責任を負うものとする。

15. 食品添加物規制

2019年食品添加物規則（以下「規則」という。）は、小売によるか小売以外によるかを問わず、販売される食品添加物の表示に関与する者に対し、デリバリー業者及び食品製造業者への販売を含め、以下の要件を規定している。それは食品加工助剤を含む食品添加物にも適用される。

本規則の主な規定には以下が含まれる。

(ア) 食品添加物の製造、輸入、輸出、流通、広告、販売のための陳列又は使用に関与する者は、本規則に定める食品添加物に関する所定の基準に適合しなければならない。

(イ) 食品添加物は、該当する場合には特定の食品及びコーデックス基準に関する国内基準において、規定されている限量に収めなければならない。

¹² 2021年ソフト飲料規則第三条(c)

¹³ 2021年ソフト飲料規則第三条(d)及び(e)

- (ウ) コーデックス規格において、食品添加物として規定されている限度値が「適正製造規範」と記載されている場合、製造及び加工において食品に添加される当該食品添加物の量は、当該食品において当該添加物が要求される目的を達成するために必要な量を超えてはならない。
- (エ) ラベルに食品添加物を記載又は表示する場合、以下を禁止する。
- a. その性質について、虚偽であり、誤解を生じさせ、又は誤認させるおそれのある記載。
 - b. 当該食品添加物と混同される可能性のある他の製品を直接又は間接的に言及する言葉もしくは絵などによる説明。または、食品添加物が他の製品と関連していると消費者に思わせるような説明。
- (オ) 有効期間が18か月を超えない食品添加物については、消費者が目にするように、製品本体に「少なくとも...までは保存する」等の文字を用いて、最低耐久性の日付を記載すること。生産者はまた、「食品用」という言葉やそれに実質的に類似する記述をラベルの目立つ位置に表示させる必要がある。
- (カ) 食品に使用する合成色について、製造、輸入、輸出、流通、広告、販売用表示又は販売に関与する者は、ラベルに下記の事項が記載されていることを確認すること。
- a. 混合物のロット番号
 - b. 「食品等級色」という言葉
 - c. 混合物中の個々の色（合成又は無機）の慣用名
- (キ) 食品添加物の正味重量の表示は、本規則に定める方法に従うこと。
- (ク) 次の者の名称及び住所は、製品ラベル上に宣言しなければならない。製造業者、包装業者、流通業者、輸入業者または販売業者と、登録証明書保有者。
- (ケ) ある食品添加物が、化学・物理的性質に関して別の国で加工される場合、その加工が行われる国は原産国とみなされる。
- (コ) 食品添加物の表示に当たっては、2019年包装済み食品（表示）規則に適合するものとする。表示言語に関しては、製品ラベル上の情報の宣言に使用する言語は英語とする。元のラベルの言語が英語でない場合は、再表示の代わりに英語で必須情報を含む補足ラベルを使用してもよい。この補足ラベルは、容易に取り外せないように、又は損傷しないように一次包装に貼付するものとする。

- (サ) 製造者は、食品添加物の保管方法及び食品への使用方法に関する適切な情報を確実に記載すること。
- (シ) 乳児用食品に食品添加物が含まれている場合には、当該食品の製造、輸入、輸出、流通、広告、販売のための陳列又は販売をしてはならない。ただし、NAFDAC の許可がある場合は、この限りでない。
- (ス) 1 つの食品に複数の保存剤が使用されている場合は、製品中に存在する各保存剤の量と製品中に許容される量との比率の合計は、NAFDAC の定めるところによる。
- (セ) 電離放射線で処理された食品添加物は、そのように指定され、2019 年食品照射規則に適合するものとする。

16. 2021 年ワイン規則

NAFDAC はナイジェリアにおけるワイン製造を規制する。その機能を果たすために、管理局は 2021 年ワイン規則（「規則」）を導入した。本規則は、本規則に従って登録されていない限り、ナイジェリアにおけるワインの製造、輸入、輸出、広告、販売、販売目的での陳列、流通を禁止している。

16.1 食品添加物の使用と制限

管理局は、ワインの製造における食品添加物又は食品着色料の使用及び制限を承認する。亜硫酸塩が 10ppm を超える濃度で存在する場合には、そのような表示がラベルにあること。

16.2 ブドウ酒

この規則はブドウ酒をヴィンテージ、品種、糖度、甘味で分類している。ブドウ酒は、ブドウ果実及びブドウ果汁のアルコール発酵によって生産されること。ブドウ酒はさらに、テーブル・ワイン、アイス・ワイン、ボトリゼーション・ワイン、レイト・ハーベスト・ワイン、ヴァイン・デュ・キュア、ブラン・ド・ノワール、ブラン・ド・ブラム、リキュア・ワイン、フォーティファイド・ワイン、スパークリング・ワイン、ポート・ワイン、又は管理局が定めるものに分類される。

16.3 ビンテージデーティング

すべての品種のワインは、スパークリングワイン、酒精強化ワイン、リキュールワインを除き、特定の収穫年によって分類されるものとする。特定の品種のブドウは、ワインのうち最低 85%は、同じ作付年のブドウでなければならない。

16.4 品種表示

品種の名称は、その原産地の認知された名称又は認知された地理的表示のいずれからも混同されないものとする。2 品種の名称を特定する必要がある場合は、表示は含有量の多い順番にすること。また、最も含有量の低いブドウの量の最低割合は 15%とする。このほか、ラベルワインに 2 種類以上の品種が表示されている場合は、各品種の割合をラベルに表示しなければならない。

16.5 糖含量及び性状

本規則の第 2 附則に規定された種々のワイン分類について、糖度に関する記述及び制限を示すものとする。

16.6 ラベル情報

本規則に従って、体積比で 10%のアルコールを含むワインには、「賞味期限」を記載すること。また、ワインが外国でブレンドされ、瓶詰めまたはパックされている場合、ワインの情報パネルに表示される原産国の宣言を表示すること。その際、ラベルには「ブレンドされた」、「瓶詰めされた」、又は「パックされた」と記載すること。その後ろにはブレンダー、ボトラー、又はパッカーの名前と場所を記載しなければならない。さらに、ワインが生産され、収穫された場所を申告し、製品ラベルに年齢制限を表示し、ワインは健康に良いという主張をしてはならない。

16.7 罰則

本規則のいずれかの規定に違反する者は、有罪判決を受ける責任を負う。有罪判決を受けた者は、1 年以下の懲役若しくは 80 万ナイラ以下の罰金に処し、又はこれを併科する。法人は、50 万ナイラ以下の罰金を科せられる。法人、会社その他の団体が罪を犯した場合には、その法人、会社の取締役、支配人、秘書役その他これらに類する役員、組合員若しくは役員、当該団体の管財人、当該団体の事務の管理に関与した者等は、その者が罪を犯した場合と同様に、当該犯罪につき訴追され、処罰されるものとする。本規則において違反行為で有罪判決を受けた者は、直接又は間接に取得した資産や財産を連邦政府に没収される。

17. 表示に関する規則

NAFDAC は、ナイジェリアにおける食品、医薬品及びその他の規制対象製品の製造、輸入、流通、又は販売の規制を担当する機関である。そのため、食品事業者は NAFDAC に商品を登録する必要がある。

ナイジェリアにおける包装済み食品の包装は、NAFDAC の「2019 年包装済み食品、水及び氷（表示）規則」（以下「表示規則」という。）により主に規制されており、この規則はナイジェリアにおいて製造、輸入、輸出、販売、流通、使用されるすべての包装済み食品表示（水及び氷を含む）に適用される。賞味期限が切れていたり、賞味期限が消されていたり、ラベルが消されていたり、変更されていたり、剥がされている包装済み食品の製造、輸入、輸出、流通、広告、販売、使用を禁止している。

(ア) 包装済み食品の表示要件の概要

- a. 表示規則は、ナイジェリアで製造、輸入、輸出、販売、流通、使用されるすべての包装済み食品表示（水と氷を含む）に適用される。
- b. 包装済み食品のラベルは、消費者にとって明瞭、目立つ、読みやすいものでなければならず、また、背景と対照的な色であること。
- c. 食品又は食品のブランド名は、製品ラベルの最も目立つ文字でなければならない。ブランド名は、食品の性質、品質又は実質について誤った印象を与えてはならず、NAFDAC の規制又は要件と矛盾してはならない。
- d. 包装済み食品の表示は、通常の使用によって容器から分離しないように貼付すること。
- e. 表示規則はまた、食品ラベルが NAFDAC によって認可されていない場合、食品ラベルへの広告表示又は専門家による推奨を禁止している。
- f. 食品の具体的な名称は、ラベルの主要表示パネル（PDP）に表示されるものとする。
- g. 食品の特定の名称、一般的な名称又は通常の名義がない場合には、消費者に誤解を与えない方法で、適切な製品識別表示を使用しなければならない。
- h. すべての包装済み食品、水又は氷製品には、当該製品の登録証明書に発行された NAFDAC 登録番号を記載し、製品ラベルの情報の一部としなければならない。

- i. 表示は英語であること。別の言語で書かれている場合は、ラベル又は製品パッケージに英語表記を記載する必要がある。
- j. 造語、架空の名称、ブランド名又は商標は、誤解を生じさせるものではなく、コーデックス規格に定められている名称のいずれかを伴う場合に限り、使用することができる。
- k. 子供向けの包装済み食品表示は、以下が禁止されている。
 - I. 製品の危険な使用を助長する画像や描写。
 - II. 安全性について、子供や保護者に不安定な印象を与える表示。
 - III. 子供の健康に有害な食品の消費を許す、または奨励すること。
- l. 食品の内容物は、主要表示パネル製品ラベル又は製品ラベルを覆う包装紙に印刷されたものに明確に記載されなければならない。同様に、固形成分については標準重量で、液体成分については標準容積で必須成分を明記すること。

(イ) 製造業者及び販売業者の氏名、住所及び連絡先

包装済み食品の製造業者、包装業者、再包装業者、流通業者、輸入業者、輸出業者又は販売業者の名称及び住所は、製品ラベルに表示しなければならない。製品が輸入される場合は、製造者の名称及び住所並びに登録所有者証明書を製品ラベルに表示しなければならない。

多くの都市や町に工場を持つ製造業者は、すべての食品包装に、それが製造された加工工場を識別するためのコード又はマークがあることを条件に、食品ラベルに本社住所を記載することが認められている。

包装済み食品がラベルに名前が表示されている個人又は企業によって製造されていない場合、その名前は「製造」又は「包装」又は類似の表現によって修飾されるものとする。

包装済み食品の原産国は、食品ラベルに記載されなければならない。食品が原産国以外で加工され、それによって性質が変化する場合には、加工が行われた国は、ラベル表示の目的上、原産国とみなされる。

(ウ) 成分の定量表示

食品の表示において、ある特定の成分を強調する場合には、最終製品中の成分の質量%を記載すべきである。

食品の表示において、特定の成分の含有量が少ないことを強調する場合には、最終製品中の成分の質量%を記載すること。

(エ) 日付マーク

すべての包装済み食品は、ラベルに製造年月日を明記し、読みやすく表示するものとする。

食品の安全性や品質を確保するために、一定の期間内に消費しなければならない場合、「使用期限」、「消費期限」、「賞味期限」を表示するものとする。

日付は、製品の性質に応じて適切な言葉「賞味期限」又は「使用期限」、「消費期限」で示さなければならない。

日付については、年は2桁又は4桁、月は文字もしくは数字で示すこと。日を1、2桁で表示し、日を宣言するために数字のみを使用する場、もしくは年を2桁のみで表示する場合は、日、月、年の順序は、(DD/MM/YYYY 又は MM/DD/YYYY) のように日付記号に付随する適当な略語によって示さなければならない。

「製造日」は、規則 11 (1) から規則 11 (2) までと組み合わせて使用するものとし、必要に応じて「製造日」と明記すること。

消費者が通常使用する際に廃棄される複数の物品が外装に含まれている場合、消費者が消費するまで保持する外装に日付を表示すること。

次のものについては、賞味期限、使用期限、消費期限の表示を要しない。

- a. 塊茎を含む生鮮の果実及び野菜（皮をむいていないもの及び切っていないもの並びにこれらと同様の加工をしていないものを含む。）。
- b. アルコール分が10%以上のアルコール飲料。
- c. 内容物の性質上、製造後24時間以内に通常消費されるパン又は菓子製品。
- d. 酢。
- e. 非ヨウ素添加食品用塩。
- f. 強化していない固形糖。

(オ) 保存条件

ラベルに必要な保存条件を明記すること。

(カ) バッチ番号

すべての包装済み食品のラベルにバッチ番号を表示するものとする。

(キ) 電離放射線

電離放射線で処理された包装済み食品は申告され、電離放射線の性質はラベルに記載されなければならない。ラベルには、食品の名称の近くに処置を示す説明書を貼付すること。国際食品照射記号は、すべての照射食品に表示されなければならない。また、食品の名称に近接して表示しなければならない。放射線を照射した食品を他の食品の原材料として使用する場合には、その旨を原材料表に記載すること。放射線を照射した原材料から単一の原料製品を製造する場合には、当該製品の表示には、その処理を表示しなければならない。

(ク) 冷凍食品

包装済み食品の凍結の形態をラベルに表示するものとする。

(ケ) バルクストック

バルクストックから販売される食品の容器には、個別表示食品の要件に従って表示されなければならない。その文字は容器にはっきりと目に見えるように書かれなければならない。本規定は、個別表示食品の要件に従ってバルク容器の内容物を個別に包装し、表示する場合には適用しない。再包装された食品については、有効期限はバルクストックに表示されているとおりとする。

(コ) 等級指定

成分の等級表示を使用する場合、誰でも容易に理解でき、誤解を招かないものであること。

(サ) 栄養表示

ナイジェリアでは、表示規則により、製造者は包装済み食品のラベルに原材料のリストを記載することが義務付けられている。

包装済み食品及びその他の食品の栄養表示は、次の場合を除いて義務づけられる。

- a. 単一成分食品。
- b. スパイスおよびハーブ。
- c. 最大表面積が 10cm² 未満の製品。
- d. 栄養的に重要でない食べ物。

成分は、重量の大きい順に記載すること。食品添加物や着色料があればラベルに記載すること。香辛料、香料及び着色料は、特定の材料を指定することなく、名称を記載することができる。ただし、人工的な着色料又は香料は、成分ごとに表示しなければならない。

本剤 100g、100ml 又は一食分あたりの栄養情報について、次の事項を記載したラベルを貼付すること。

- a. エネルギー値 (KJ/kcal)
- b. 脂肪の量 (飽和脂肪酸とトランス脂肪酸を指定)、炭水化物 (糖の量を指定)、タンパク質
- c. 栄養素の量に塩が入っていること。

脂肪を連続相とする乳濁液を含む油脂製品で、単独または加工食品の一部として使用する場合

- a. 脂肪酸の量、種類又はコレステロールの量、飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸及び多価不飽和脂肪酸のグラム単位での量並びにコレステロールのミリグラム単位での量を表示し、トランス脂肪酸のグラム単位での量を記載すること。
- b. 栄養表示がされている場合には、100g 若しくは 100ml で定量した一食分当たりの栄養基準値の 5%未満のビタミン及びミネラルは表示しないこと。
- c. 100 g/ml 当たりの栄養素等表示基準値に対する割合で表示すること。

(シ) 1 日量の表示

1 日量の表示は、消費者が製品中の特定の栄養素を確認でき、十分な情報に基づいて食品を選択できる。同表示を食品ラベルに明記する規制義務はない。表示規則では、食品の正しい利用を保証するために、使用説明書をラベルに記載すべきであると規定されているが。可能な限り、製品ラベルには 1 日量の表示、推奨摂取量、及び安全に消費するためのその他の指示を記載すること。

(ス) 遺伝子組換え食品の表示

表示規則は、遺伝子組換え食品（GMO）の販売業者に対し、当該食品及び/又は成分を製品ラベルに表示することを義務付けている。表示規則にアレルゲンとして記載されている製品から移転されたアレルゲンがバイオテクノロジーにより得られた食品又は食品成分に含まれていることを明記すること。

包装ガイドラインでは、以下の食品及び原材料を過敏症の原因となるアレルゲンとみなし、それら又はそれらに由来する食品原材料の表示を求めている。

- a. グルテンを含む穀物（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト）及びこれらの製品。
- b. 甲殻類とその産物。
- c. 卵・卵製品。
- d. 水産物。
- e. ピーナッツ（落花生）及びその製品
- f. 大豆及びこれらの製品。
- g. 乳及び乳製品（乳糖を含む）。
- h. ナッツ製品。
- i. 10 mg/kg 以上の亜硫酸塩、
- j. 管理局が定めるその他の製品。

18. 任意項目・広告（健康表示、栄養表示、有機、ハラールなど任意認証マークの表示）

(ア) NAFDAC 規制品の広告

2021 年の食品広告規則（以下「規則」という。）は、NAFDAC の登録を必要とする食品の広告に関する一定の要件を定めている。

本規則は、ナイジェリアにおいて製造、輸入、販売、流通、使用される食品のすべての広告に適用される。本規則は、食品が登録され、提案された広告が管理局によって承認されない限り、食品を広告してはならない。食品に関する広告は、本規則の規定を遵守することが要求される。

また、本規則は、食品のいかなる広告も、正確、完全、明確で、信頼性を示すように設計されたものでなければならず、パッケージに含まれる記述やイラストは、直接的、間接的いずれであっても誤解を招くものであってはならない。

さらに、本規則は、すべての広告資料は、管理局が定める方法で申請書とともに提出されなければならない。なお、申請書は食品会社の最高経営責任者又は適切な技術者によって認証されなければならない。

本規則の第7規則により、広告の認可は、認可日から1年間有効とする。

その後の広告の申請及び承認においても、変更がなく、かつ、更新承認の条件が同一であることを条件として、2年間有効とする。

さらに、NAFDACの規則に基づき、ナイジェリアにおける食品広告のためのガイドライン（以下「ガイドライン」）が作成された。本ガイドラインは、食品がNAFDAC法、関連法令又は付属ガイドラインの規定に従って登録されない限り、ナイジェリアにおいて製造、輸入、輸出、流通、広告、販売又は使用されてはならないとしている。

本ガイドラインでは、上記の規則と同様に、登録保有者の認証に関する提案された広告については、制作又は放映前に管理局の承認が必要であるとしている。また、酒類の広告資料には、「責任をもって飲む」、「18年未満の飲酒を禁ずる」又は「18年以上」の文言がなければならない。

さらに、承認された食品広告は承認日から1年間有効であり、食品の消費者プロモーションは最長15週間有効である。

(イ) 栄養表示

表示規則によれば、包装済み食品には根拠のない栄養表示があってはならない。食品ラベル上のすべての栄養表示は、食品ラベルの栄養情報において明確に正当化されなければならない。

(ウ) 健康表示

表示規則によると、包装済み食品の特性に関して、医薬効果（予防、緩和、治療）についてのクレームをしてはならない。

(エ) 有機食品認証

本規則は、農場又は加工施設がその製品を有機食品として表示し、販売することを認めている。有機食品認証は、ナイジェリアで登録され、農業農村開発省の国家有機畜産業バリューチェーン・プログラムを促進することを義務付けられている組織であるナイジェリア

有機家畜・作物所有者協会（OLCOAN）によって管理されている。OLCOAN はウェブサイト、有機食品を「成長調整剤や家畜の飼料添加物といった人工肥料や農薬を使用していない農産品」と定義している。

有機認証製品には以下の 4 つのカテゴリがある。

- a. **作物**：食料、家畜の飼料、繊維として栽培されるか、畑の緑肥作物として栽培される植物。
- b. **家畜**：食物として、又は食物、繊維、飼料作物の生産に使用できる動物。
- c. **加工品**：加工もしくは包装された品目。
- d. **食用の野草**：栽培されていない食用植物。

OLCOAN では、以下の事業を認定する。

- a. 総売上高年間 10 万ナイラ以上の有機生産物を販売する農場。
- b. 有機加工食品を 10 万ナイラ以上販売する取扱業者。これには、バルク製品をより小さなパッケージに入れる取扱業者や、製品を再包装/再表示する取扱業者が含まれる。
- c. 有機加工製品を 100 万ナイラ以上販売する加工業者。ただし、すべての製品の有機成分含有率が 70%以上、又は成分表示で有機成分を特定していること。
- d. オンラインで製品を取り扱うまたは販売する、もしくは他の方法でオーガニック製品を提供する業者。

製品を作り、その製品や成分が有機であると主張する場合は、有機食品認証を取得する必要がある。

OLCOAN は、以下の種類の企業を有機認証の義務から免除している。

- 小規模な有機農業及び事業（有機販売による農業総所得が年間 10 万ナイラ未満）
- ブローカー、ディストリビューター、トレーダー
- 食品小売業
- 取り扱いが免除される業務

「取り扱いが免除される業務」には有機食品認証は要求されないが、自発的な有機認証を求めることができる。免除される業務は、OLCOAN の有機規制/基準の特定のセクションに準拠する必要がある。

(オ) ハラル認証

ハラール認証とは、イスラム教徒が消費できる製品の販売・表示を許可する認証をいう。製品にハラールのラベルが貼られている場合、その製品にはイスラム教徒が消費するうえで禁じられているものは何も含まれていないことを意味する。包装された製品にハラールラベルを貼るには、その製品がハラールであることを証明しなければならない。なお、現在、包装製品をハラールとして認証する政府機関は存在せず、ハラール認証は任意で必須ではないことに注意することが重要である。

ハラール認証機関には、**FactoCert** など、包装食品をハラールとして認証している組織がある。通常、製品のハラール認証の申請は以下の手順で行われる。

- a. 申請者による認証機関への申請（レターヘッドによる）。
- b. 認証機関は、申請を審査し、必要な手数料を規定することによって応答する。
- c. 認定機関が検査委員会を派遣する。
- d. 検査委員会は、製品/生産施設を検査し、承認又は否認することができる。
- e. 承認された場合、検査委員会は、会社の監査を行う分析者チームに調査結果を報告する。
- f. 分析者チームは、イスラム学者チームにレポートを提出する。
- g. イスラム学者のチームの承認を得て、ハラール認証とラベルオーダーが発行される。

申請者は、ハラール認証及びラベルオーダーを付与されれば、包装された食品にハラールラベルを使用する資格がある。

(カ) 自主製品認証制度（NIS 品質マーク）

自主製品認証制度とは、ナイジェリア標準化機構（**SON**）が運営するもので、生産現場や市場において関連するナイジェリア工業規格（**NIS**）の要求事項を一貫して満たすことにより、優れた製品性能に報いることを目的としている。また、製造業が製品や製造工程の品質を継続的に改善することを奨励するためでもある。NIS 品質マークを取得しようとする製造業者は、製品の品質要件への一貫した適合性を監視するための試験施設を工場内に設置する必要がある。この制度の要件を満たす製品には、SON 理事会が承認した製品に NIS 品質マークを表示するためのライセンス/許可が付与される。

(キ) 強制適合性評価プログラム（MANCAP）

MANCAP は、国内で製造されるすべての製品が、販売又は輸出される前に関連するナイジェリア工業規格（NIS）に適合していることを保証するための必須の製品認証制度である。MANCAP は SON が管理する。国内及び国際市場での公正な競争を促進すると同時に、ナイジェリアの消費者の健康を保護するために、ナイジェリア製の製品はより厳しく規制

されている。本措置の目的は、平等な市場条件を尊重しつつ、国の経済及び産業の発展を強化することである。

MANCAP 認定の手順には、次のものが含まれる。

- a. 製造工程の検査。
- b. 関連するナイジェリア工業規格（NIS）に従った製品のサンプリング及びテスト。
- c. 製品認証局でテスト結果の評価・勧告され、SON の認証が承認される。
- d. 製品が適合していると判断された場合は、適用される管理費の支払い時に、各製品に固有の番号を割り当てた公式ロゴを付した MANCAP 証明書が発行される。
- e. MANCAP 証明書の有効期間は **3 年間**である。その後、製品は再認証プロセスを受ける必要がある。
- f. MANCAP のロゴは、商品として流通する前にバッチに固定される。
- g. その後、SON の担当者によって定期的な工場検査と試験が実施される。

19. 連邦競争及び消費者保護法

19.1. 販売促進登録ガイドライン

連邦競争及び消費者保護審議会（**FCCPC/審議会**）は、連邦競争消費者保護法（「**FCCPA**」）に基づく権限を行使して、ナイジェリアにおいて何らかの形の販売促進を行おうとする生産者及び販売促進者に対し、以下のガイドラインを定めた。

(ア) 登録の申請

FCCPC は、販売促進の開始予定日の 21 日前までに、販売促進者に対し、議会のオフィスで申請書を提出するか、インターネット上で申請書を提出することを義務付けている。

(イ) 登録の要件

申請書の記入が完了したら、すべての販売促進申請書には以下を留意し、関連書類を添付すること。

- a. 当該プロモーションを行う者／法人の設立／登録の証明。
- b. メディアに公表する声明案。
- c. 販売促進に使用される各品目の品質基準、単価、総コストの証明。
- d. 無償かつ透明性のある普及啓発を行うこと。
- e. 償還センターの所在地（ある場合）。

- f. 提案された販売促進/宣伝方法の詳細。
- g. 販促に関する償還場所の詳細。
- h. 電話番号や電子メールアドレスなど、関連する連絡先の詳細。
- i. 促進する製品に関連する規制当局の承認。
- j. 販促ギフト品目の証拠は、販促の開始前に検査できること。
- k. プロモーションの条件を変更する場合は、事前に審議会の承認を得ること。
- l. プロモーションを延長するための審議会の承認は、事前に承認された既存のプロモーションが終了する前に取得する必要がある。

(ウ) 評価プロセスと承認

上記の申請書及び書類が提出された場合、審議会は 3 営業日以内に申請書の初回審査を実施し、申請書が条件を満たし、及び裏付け情報が十分であるかどうかを決定するものとする。FCCPC が更なる情報を要求する場合には、審議会は、更なる証拠の要求を送付する。

14

審議会は、申請から 7 営業日以内に決定を下し、決定通知を申請者に伝えるものとする。承認があった場合、FCCPC は、適用される料金に関する支払指示をする。

また、FCCPC は販売促進の申請を却下する権利も留保しており、この場合、却下は決定通知に正式に記載されるものとする¹⁴。更に、FCCPC は、消費者の利益のために適当と認める場合には、販売促進登録ガイドラインに基づき販売促進の承認を取り消す権利を留保する。廃止の通知を受けたときは、販売促進者は直ちにその促進を廃止し、これを公表させる義務がある。

(エ) 不服申立て

出願の拒絶、もしくは承認が取り消された場合は、発起人は、拒絶・取消から 7 就業日以内に FCCPC 事務局長に審判請求を提出することにより、その決定に不服を申し立てることができる。審判請求する場合、その理由を陳述し、審判請求又は審議会による可能な再審理のための追加情報を提供しなければならない。

19.2. 絶対禁止リスト

連邦競争及び消費者保護委員会は、2018 年連邦競争及び消費者保護法に基づく権限を行使して、製造が絶対に禁止される品目の一覧を公表している。当該製品がナイジェリア国外

¹⁴ パート 5 販売促進登録ガイドライン

¹⁵ パート 9 販売促進登録ガイドライン

で製造されたものである場合には、ナイジェリアへの輸入の資格も与えられない。このリストに含まれる飲食物に関する項目は以下のとおりである。

- (ア) 茶廃棄物や他の物質を混ぜた茶。「茶廃棄物」とは、抽出などによって適当な品質、や効能を失ったものを指す。
- (イ) 使用目的を考慮した上で、ナイジェリア国民の平和を破壊し、宗教的見解を害する可能性があるとして大統領が判断したデザインを含むもの。
- (ウ) 人の摂取に適さないと衛生管理者が宣言したもの。
- (エ) 以下の条件を満たさないスピリッツ：
- a. 認められたアルコール性の苦み、リキュール、コーディアル及び混合物であること。酒類又は酒類のライセンスに関する制定法又は法律の意味における有害なスピリッツとはみなされないもの。
 - b. ブランデーは、ブドウ栽培国で発酵させたブドウジュースから蒸留された蒸留酒のことで、他の原料は使用されず、樽に3年間貯蔵されたもの。
 - c. 長官の裁量により認められた医薬品及び医薬スピリッツ。
 - d. ジンとは、麦芽のジアスターゼによって糖化された穀物のみの混合麦芽汁から蒸留して製造されたもの。または、麦芽のジアスターゼで糖化した混合麦芽汁または大麦、ライ麦、トウモロコシからポットスチルで少なくとも3回蒸留して製造され、その後ジュニパーベリーやその他の植物性原料を加えた後ポットスチルで再蒸留することで精留されたもの。政府に承認された銘柄で、その銘柄の所有者の名前と住所を表示した容器を使用すること。
 - e. メチル化または変性した蒸留酒（ミネラル化したメチル化蒸留酒）は、次のように混合する。蒸留酒 90 容量部に対して木材ナフサ 9.1 容量部および粗ピリジン 1.5 容量部、混合物 455 リットルに対して鉱物ナフサまたは石油油 1.7 リットルおよび粉末アニリン色素（メチルバイオレット）0.7 重量部以上、455 リットルに満たない量についてはその割合。加えて、会計検査官の許可に基づいて輸入していること。また、特別な状況下で会計検査院が許可する方法で、特定の目的のために変性させた蒸留酒。
 - f. 香りスピリッツ。
 - g. ラム。サトウキビ製品から直接蒸留され、樽に3年間貯蔵してあるもの。
 - h. 医療又は科学目的で輸入される蒸留酒であって、長官が定める条件に従うもの。
 - i. ウイスキーすなわち蒸留酒モルトのジアスターゼによって糖化された麦芽汁もしくは穀類からの蒸留によって得られるもの。樽に3年間貯蔵してあるもの。
 - j. 変性蒸留酒、薬用蒸留酒及び香料蒸留酒並びに税関長の裁量により税関長が適当と認めることを条件に、輸入を認めることができるその他の蒸留酒を除き、純アルコールの含有量が体積比で 48.5%を超えるもの。

第2章 輸出入規制

1. 2019年輸入品の船積み前検査に関する法律

2019年輸入品の船積み前検査に関する法律（以下「本法」という。）によれば、検査業者が貨物の海外販売業者に当該貨物に関して発行する報告書及び輸入関税報告書を添付しない限り、当該貨物をナイジェリアに輸入してはならない。

検査担当者が商品の品質、数量、価格に関するすべての要件を満たしていることを確認した後、調査結果の報告書及び輸入関税報告書が発行される。

本法は、ナイジェリアへの商品の輸入者は、中央銀行に対し、本法附則に定める事項を提供しなければならないと規定している。

本法は、品質及び数量に関して船積み前検査の対象となる商品で、次に掲げる商品を含まない。

- a. 爆発物・火工品、武器・弾薬、軍需品。
- b. 在外公館や国際機関が必要とする物資。
- c. ナイジェリア連邦政府が随時定めるその他の商品。

輸入者が納付すべき手数料は、中央銀行が決定した検査の前の週の為替相場に基づき、検査代理人が評価したすべての輸入品の本船渡し（FOB）価額の1%又はナイジェリア連邦政府が随時定める検査済み物品のFOB価額の1%として計算する。

関連する輸入税報告書が添付されていない輸入品は、ナイジェリア領海に到着したときに没収される可能性があり、ナイジェリアに商品を輸送する責任のある荷送人は、管轄裁判所で有罪判決を受けたときに、没収された商品の価額を超えない罰金を支払う義務がある。

したがって、本法に基づく罪を犯した者は、有罪判決により責任を負う。個人の場合は、当該人は、5万ナイラ若しくは商品の価額のいずれか高い方の罰金、又は12か月以下の期間の拘禁、若しくは当該両方に処せられる。違反者が法人である場合は、10万ナイラ又は商品価額の二倍のいずれか高い額の罰金に処する。

2. 水産物輸入規制

ナイジェリアにおいて、水産物関連の食料、飲料及び酒類を輸入するには、次のことを遵守すること。

- a. 法人法規委員会でナイジェリアに会社を設立する、もしくは既存のナイジェリア企業と提携すること。これはナイジェリアの銀行から「フォーム M」（可視物品の輸入申請）を取得するための前提条件である。
- b. 商標登録を申請すること。食品医薬品管理局（NAFDAC）への登録を開始するには、商標登録局からの受理が必要かつ十分である。
- c. NAFDAC に登録すること。法律では、飲料を含む食品は NAFDAC に正式に登録されるまでナイジェリアには輸入されない。
- d. 納税証明書（納税者番号）が割り当てられており、有効な電子メールアドレスを添えて、企業を連邦内国歳入庁（FIRS）に登録すること。
- e. ナイジェリアの任意の銀行を選択して、認定ディーラー銀行（ADB）として機能させること。フォーム「M」/到着前査定報告書（PAAR）を処理する銀行であり、ナイジェリア税関サービス（NCS）、輸入業者、及びその他の機関の間で仲介を行う。

飲食物を輸入するには以下の書類が必要である。

- a. フォーム「M」
- b. NAFDAC 証明書
- c. 保険証
- d. 見積請求書
- e. 原産地証明書フォーム「M」番号、輸入される商品の適切な説明、仕向地、出荷日等を含む。
- f. 出荷文書：船荷証券又は航空貨物運送状のうち該当するもの
- g. 包装リスト
- h. 製造者の生産証明書
- i. 食品及び飲料の原産国の試験所検査証明書

3. 関税、物品税等（併合）法（CAP C 49、LFN 2004）

関税（輸入関税）とは、ナイジェリア国内に輸入される物品に対して課される税である。関税として支払われる金額は、輸入物品の価額の 5%から 35%までの範囲であり（又は、随時施行される法令により随時採用されるその他の基準）、商品の名称及び分類についての統一システム（HS コード）を参照して評価される。

関税、物品税等（併合）法（以下「法」という。）は、法のいずれかの見出しや統一システムコードにおいて、関税率がナイジェリアに輸入される年の関税率となる場合や、法又

は HS コードのいずれかの見出しに分類される商品がナイジェリアに輸入される場合、法のいかなる例外も条件として、関税率欄に示される税率で輸入関税を課されることを規定している。

その法律は新しい輸入関税を規定している。これらの関税は、ナイジェリアに輸入される物品に課され、次の物品を含む。

- (ア) コーヒー、紅茶、マテ茶、香辛料
- (イ) シリアル
- (ウ) ココア
- (エ) 乳製品
- (オ) 飲料、スピリッツ、ビネガー

さらに、同法は特定の商品や製品の輸入を禁止している。禁止リストは、附則 4 に含まれており、当該商品には次のものが含まれる。

- (ア) 鳥、鶏肉（冷凍鶏肉を含む）
- (イ) 豚肉・牛肉
- (ウ) 卵
- (エ) 植物油脂（亜麻仁油、ヒマシ油及びオリーブ油を除く）。原油は輸入禁止ではない
- (オ) 甘蔗糖又はビート糖及び化学的に純粋なショ糖（固形状のもので、香味料又は着色料を加えたものに限る）
- (カ) スパゲティ
- (キ) トマト（ホール又はピース）及び小売用のトマトペースト又は濃縮物
- (ク) 市販パックのフルーツジュース
- (ケ) トマトケチャップなどのトマトソース
- (コ) 水（ミネラルウォーター、及び砂糖、甘味料又は香味料を加えた炭酸水を含む。）

このリストは随時更新される可能性があり、政策によっては、本来禁止リストに載っていない商品が追加される可能性があることを留意すること。ナイジェリアに商品を輸入しようとする者は、輸入者が輸入しようとしている商品の状態について法的な助言を得ることが望ましい。

4. 関税及び物品税に関する法律（CEMA）

関税及び物品税に関する法律 CAP.C 46 LFN.2004（「CEMA」）は、関税及び物品税の管理及び徴収を規制する目的で制定された。

本法は、関税法に基づく例外を除き、輸入貨物は、輸入者がそれに課される関税を納付するまでは、輸入の際に引き渡ししてはいけない。また、その関税は、通関が行われた貨物の場合は、正規の職員への通関の際に納付されるものとする。

更に、CEMA 第 30 条 (2) は、輸入品に課される関税及びその税率は次のとおりであると規定している。

(ア) その際、倉庫への入庫である場合を除き、課される輸入税は、引渡し時点で当該貨物に対して有効なものとする。

(イ) 倉庫への入庫である場合、課される輸入税は、当該商品を倉庫から搬出する日に当該商品の種類又は明細に関して効力なものとする。

(ウ) 倉庫保管の記載がない場合、請求額は、当該貨物の輸入時に当該貨物に対して有効な額とする。

CEMA はさらに、先例として、スピリッツ（蒸留酒又は発酵酒）、ビール、タバコ、及び財務大臣が規則で随時規定する製品の製造に乗り出す前に、いかなる団体も消費者ライセンスを取得しなければならないことを義務付けている。

必要なライセンスを取得しないと、罰金から設備の押収までの罰則が科せられる。

ナイジェリアに輸入された商品に課される輸入税は、支払うべき輸入税の課金と計算に使用される一般的な H.S.コードに基づいている。

4.1.消費税

消費税は商品の生産、ライセンス、販売にかかる税金である。本法第 5 附則に規定されている、ナイジェリア国内で製造された商品及び輸入された商品のいずれも同じ税率で適用される。

2020 年財政法第 37 条により、関税、物品税等第 21 条が改正された。（併合）法は、ナイジェリアにおいて輸入される物品及び製造される物品であって同法に規定されているものについては、附則の関税の欄に定める税率による物品税を課することを規定している。物品税は次のものについて支払われる。

(ア) 果汁入りノンアルコール飲料 5%

(イ) ビール・スタウト 20%

(ウ) ワイン 20%

(エ) スピリッツ及びその他アルコール類 20%

(オ) タバコ 20%

4.1.1 消費税法

本法は、法人が蒸留酒の製造や蒸留に乗り出す前に関税消費税委員会（以下「委員会」という。）から蒸留酒許可証を取得することを必須としている。当該申請は、委員会が定める方法であること。

5. 輸出手続きの概要（SONCAP）

SON 適合性評価プログラム（SONCAP）ガイドライン（以下「ガイドライン」）は、ナイジェリアに輸出入される物品が、ナイジェリアへの輸出前に、ナイジェリア移民局（NIS）が定めた基準を満たすことを保証するものである。

現在の規制対象リストには、SONCAP の規制対象となる輸入品のうち、食品を除くすべてが含まれている。対象品目は次の通り。薬品、設備及び機械以外の医療品、正規の製造業者が原材料として使用する化学物質、軍需品及び装備品、ナイジェリア連邦政府が禁制品として分類する物品並びに自動車以外の中古品。

ナイジェリアへのすべての輸出は厳格な税関要件を満たさなければならない。これらの要件は、SONCAP（ナイジェリア標準化機構適合性評価プログラム）を実施したナイジェリア標準化機構（SON）によって定められている。SONCAP で実施される適合性評価には、出荷前の検査、サンプル採取、認定試験所での試験と分析、製品プロセスとシステムの監査、及び書類の確認が含まれる。

ナイジェリア税関局は、ナイジェリアから輸出される物品を通関する前に、SONCAP の適合証明書を必要とする。

したがって、規制対象商品の個々の運搬物には、SONCAP 適合証明書（CoC）を添付する必要がある。この CoC は、認定検査機関が発行し、SON のポータルに電子上で提出したものでなければならない。

SONCAP 認定証は、ナイジェリアに到着する貨物の通関手続きを円滑に行うために必要である。また、本ガイドラインは、SONCAP によるあらゆる種類の証明書の取得に適用される料金も規定している。

5.1 SONCAP 準拠へのルート

ルート A：未登録/ライセンス未取得の製品の場合、製品証明書 1（以下参照）の発行につながる。

このルートでは、各輸送物は、検査、適用される基準への委託試験、フルコンテナ積載（FCL）の包装の検査、及び要件への適合時の FCL へのシールの取り付けを必要とする。製品は SONCAP とともに発行され、この SONCAP はその委託に対してのみ有効である。

ルート B：登録済み製品の場合、製品証明書 2 の発行につながる。

このルートでは、製品の登録は、製品が適用される基準の範囲内にあり、製造者が製品の一貫した基準を提示し続けることができることを決定するために、製造者の品質手順の型式テスト及び評価の後に完了する。

ルート C：ライセンス製品の場合、製品証明書 3 の発行につながる。

製品やそのライセンスは、試験、工場監査、定期検査を含む詳細な評価に基づいている。関連する NIS 又は承認された同等物との適合性が満たされた場合、製品にはライセンスが発行される。

ライセンスは商品の製造者にのみ付与され、プロセスは輸出業者や供給業者には使用できない。

SON から製品証明書 1、2、3 が発行されると、輸出される商品は SONCAP の適合証明書（CoC）を受け取り、ナイジェリアへの輸出が始まる。

本製品及び SONCAP 証明書の発行にかかる事務手数料は以下のとおりである。

1. 製品証明書 1（未登録ステータス）=300 ドル
2. 製品証明書 2（登録ステータス）=300 ドル
3. 製品証明書 3（ライセンスステータス）=1,300 ドル

同じ証明書に含まれ、同じ検査報告書の対象となる追加モデルには、モデルあたり月額 7 ドルの追加料金（年間 84 ドル）が課金される。

新製品の価格は 300 ドルである。

4. 適合証明書 (CoC) =300 ドル

証明書の修正料金=100 ドル

5. 不適合レポート=350 ドル

6. 食品輸入手続きの概要

6.1. 飲食物の輸入に必要な書類

ナイジェリア国内に現物商品を輸入する場合、まず、価格や支払いの有無にかかわらず、認定ディーラー銀行を通じてフォーム「M」を処理しなければならない。承認されたフォーム「M」の有効期間は 180 日である。この有効期間は、認定ディーラー銀行によりさらに 180 日延長される可能性がある。

資本財（他の商品の生産に使用される商品を指す）については、承認されたフォーム「M」の当初の有効期間は 365 日とし、最大延長はさらに 365 日とする。ただし、その後フォーム「M」の再有効化を求める要請があった場合は、検討のためナイジェリア中央銀行（CBN）貿易取引部長に送付するものとする。

食品及び飲料の輸入を容易にするために必要な書類は、次のとおりである。

- (a) フォーム「M」
- (b) 船荷証券
- (c) NAFDAC 証明書
- (d) 保険証
- (e) 見積請求書
- (f) 原産地証明書フォーム「M」番号、輸入される商品の適切な説明、仕向地、出荷日等の情報
- (g) 出荷文書：船荷証券又は航空貨物運送状のうち該当するもの
- (h) 包装リスト
- (i) 製造者の生産証明書
- (j) 食品及び飲料の原産国の試験所検査証明書
- (k) 認可ディーラー銀行が要求するその他の関連書類

6.2. 知的財産の登録と手続き

食品の輸入業者は、製品の商標、特許又は意匠を登録するために、ナイジェリアの商標、特許及び意匠登録局に申請する必要がある。これは、[産業貿易投資省](#)で確認できる。

当該知的所有権の登録は、関連する経験を有する弁護士が行うことができる。この登録により、ナイジェリアで登録された製品に関連する知的財産が保護される。

【申請方法】

商標登録後、外国製造業者を代理する予定の輸入業者は、所定の様式により、製造業者の名称、製品の名称（該当する場合は商標名）を記載して、登録規制局に NAFDAC への登録を申請する。「NAFDAC Automated Product Administration and Monitoring System (NAPAMS)」と題されたこのフォームは、[NAFDAC のウェブサイト](#)からダウンロードできる。

【留意事項】

(ア)規制品目ごとに申請書を提出すること。

(イ)外国製造者は必要に応じて、製品リコールを実施する能力を有する会社又は個人によって代表されなければならない。

(ウ)NAFDAC は、代表者が、登録、流通のリコール、法的措置など、製品に関するすべての事項について完全に責任を負うとみなす。

(エ)ナイジェリアの輸入業者/流通業者は、ナイジェリアの代理人としての権限を付与された、製造者からの委任状の証拠を提出しなければならない。

(オ)原産国のナイジェリア大使館による認証後、保健当局によって発行された製造及び自由販売証明書をもつこと。原産国における製品ライセンス又は製品登録の証拠は、有利性の上で重要。

(カ)すべての輸入業者は、ブランド名/商標の登録証明書を、ナイジェリアの商標登録局に提出しなければならない（これは所有者を保護するために、商標所有者の名義で行われる）。

(キ)NAFDAC の申請書であって、規制対象となる各製品の登録に関して現地の代理人（輸入業者）が正式に記入したものであること。

(ク)パックサイズに応じて 15 の製品サンプル（乳製品の場合は 20）を NAFDAC に提出し、約 4～8 週間かかる物理的/試験所分析の検査を行わなければならない。

(ケ)登録のために限られた数量を輸入する許可を得なければならない。

(コ)製造者が発行した製品分析の包括的証明書。

(サ)ナイジェリアにおいて申請者が提出する工場検査の招請状には、製造者の所在地、担当者名、電子メールアドレス、現在の電話番号及びFAX番号を明記するものとする。

第3章 課税の枠組み

1. 法人所得税 (CIT)

法人所得税 (CIT) は、ナイジェリアで登録されているすべての企業（石油事業に従事する企業を除く）に課される。登録企業の利益に毎年課される。利益はナイジェリアで発生するか、そこから派生するか、持ち込まれるか、受領されていること。CIT は、連邦内国歳入庁 (FIRS) を通じて連邦政府に支払われる。前年比で評価した大企業（総売上高1億ナイラ以上の企業）の CIT 比率は 30%である。

1.1. 常駐会社

ナイジェリアの常駐企業は CIT の対象となり、非居住者はナイジェリアの源泉所得について CIT の対象となる。会社は、会計期間の末日から 6 か月以内に当該申告をしなければならない。ただし、新規に設立した会社については、設立日から 18 か月以内、又は最初の会計期間の 6 か月後のいずれか早い方に提出するものとする。

1.2. 非居住企業（恒久的施設の場合）

法人所得税法¹⁶ (CITA) 第 13 条 (2) に従い、ナイジェリアで登録されていない非居住企業の利益はナイジェリアから生じたものとみなされるため、課税対象となる。

(ア)非居住企業がナイジェリアにおいて一定の事業基盤を有する場合には、その基盤による利益の範囲内で課税対象となる¹⁷。

(イ)次の 2 点において、利益が権限を与えられた代表者の事業または取引又は活動に帰せられる範囲内で課税対象となる。①非居住企業がそのような固定基盤を有していないが、ナイジェリアにおいて権限を与えられた代表者を介して取引/事業を常習的に運営

¹⁶ Cap.C 21 2011

¹⁷ ここでの固定基盤には、物品又は商品の保管又は陳列のためにのみ使用される、又は情報収集のための施設は含まれない。CITA の第 13 条 (3) を参照。

している場合。②権限を与えられた代表者によって定期的に配送される商品若しくは商品の在庫を常習的にナイジェリアにおいて保管している場合。

(ウ)事業または活動が調査、納品、設置または建設のための単一の契約を含む場合、その契約からの利益は課税対象となる。

(エ)非居住企業と独立企業原則に違反する他の当事者との間で取引又は業務が行われている場合、FIRS の取締役会によって調整される利益の大部分が課税対象となる。

1.3.非居住企業（重要な経済的存在の場合）

2019 年財政法は、CITA を改正し、恒久的施設を帰属させることができない非居住企業について新たな規定を設けた。この改正により、非居住企業が電子商取引、アプリケーション・ストア、高周波取引、電子データ・ストレージ、オンライン広告、参加型ネットワーク・プラットフォーム、オンライン決済等の活動に関して、ナイジェリアに対して、ケーブル、無線、電磁システム又はその他の電子機器若しくは無線機器を介して、信号、メッセージ、画像又はデータを送信し、放出し、又は受信する場合には、非居住企業の利益はナイジェリアに由来するものとみなされる。ただし、非居住企業がナイジェリアにおいて「重要な経済的存在」を有し、かつ、当該活動に起因して利益を得る場合に限る。

「重要な経済的存在」令¹⁸は、非居住企業がナイジェリアにおいて「重要な経済的存在」を有するとみなされ、ナイジェリアにおいて所得税の課税対象となる閾値を明確にしている。「重要な経済的存在」令により、ナイジェリアでデジタルサービス¹⁹を提供する「重要な経済的存在」は、どの会計年度においても、ナイジェリアにおいて「重要な経済的存在」を有するとみなされることになる。

- (ア) 総売上高又は総所得が 2,500 万ナイラを超えるか、又はこれらに相当するもの。
- (イ) 提供されたデジタルサービスのいずれか又は組み合わせから収入を得る。
- (ウ) ナイジェリアのドメイン名 (.ng) を使用するか、ナイジェリアのウェブサイトを登録する。
- (エ) デジタルプラットフォームをナイジェリア市場向けにカスタマイズすることにより、ナイジェリア国内の人々と意図的かつ継続的な交流を行っている。これには、

¹⁸ 2019 年財務法による改正に加えて、財務大臣は 2020 年法人所得税法（重要な経済的存在）命令を 2020 年 2 月 3 日に施行した。

¹⁹ デジタルサービスは、デジタルコンテンツ（映画、ビデオ、音楽、アプリケーション、ゲーム、電子書籍など。）のナイジェリアの人へのストリーミング又はダウンロードサービスを含むと記載されている。ウェブサイトやモバイルアプリケーション上でのユーザーの活動から生成されたナイジェリアのユーザーについて収集されたデータの送信、ナイジェリアの供給者と顧客を結びつけるデジタルプラットフォーム、ウェブサイト又は他のオンラインアプリケーションを通じた商品又はサービス（仲介サービスを含む）の提供。

ナイジェリアの通貨で製品やサービスの価格を反映したり、ナイジェリアの通貨での請求や支払いのオプションを提供したりすることが含まれる。²⁰

2. 付加価値税

付加価値税は、商品やサービスの国内消費に対する間接税である。ただし、格付けがゼロのもの（食品や必須医薬品など）や免除されているもの（輸出品など）は除く。原料から最終販売までの生産・流通の各段階において、その段階で付加される価値（価格）に基づいて課税される。生産者や流通チェーンの間ではなく、最終消費者が支払うことになる。付加価値税は一律 7.5%である。年間売上高が 2,500 万ナイラ以上の企業のみが、VAT の登録、届出、支払いを法律で義務付けられている。

2020 年財政法は、付加価値税（VAT）の登録要件について非居住企業に修正を加えている²¹。この改正により、ナイジェリアに物品又はサービスを供給する非居住企業は、連邦国内歳入庁（FIRS）に課税登録を行い、納税者番号を取得する。さらに、非居住企業は、すべての課税対象商品及びサービスに対して 7.5%の付加価値税を請求書に含めるものとする。サービスがナイジェリア国内外において提供されたかどうかや、サービスを提供する法的義務がナイジェリア国内外の者にあるかどうかにかかわらず、サービスがナイジェリア国内の者に提供され、当該者により消費された場合には、課税供給はナイジェリアにおいて行われたものとみなされる²²。2019 年金融法では、付加価値税の対象となる非居住企業の閾値が導入されている。この規定により、課税対象となる物品を保有する非居住企業であって、その価額が単独で又は累積していずれかの暦年において 2,500 万ナイラ以上であるものは課税対象となる²³。

2020 年の金融法による改正に加えて、2021 年 10 月 11 日、FIRS は「非居住サプライヤーに対する VAT の簡素化された遵守制度に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を公表した²⁴。ガイドラインによると、デジタルで提供されるサービスは、以下の場合を指す²⁵。

- (ア) 供給の受取人がナイジェリアに居住していることが、ナイジェリアの請求書送付先、事業所所在地、居住地又は郵便宛先によって証明される。
- (イ) 消費者の通常の居住地がナイジェリアであるという情報から推測できる。
- (ウ) 消費者はナイジェリアの法律に基づいて設立された会社。
- (エ) 消費者の URL、地理的位置、又は IP アドレスがナイジェリアにある。
- (オ) 物理的にナイジェリアでビジネスが行われている。

²⁰ 2020 年法人所得税（重要な経済的存在）命令第 1 項 (1) 参照

²¹ 付加価値税法第 10 条を改正する 2020 年財政法第 43 条を参照。

²² 2020 年財政法第 40 条 (3) (b) (ii) 参照。

²³ 2019 年財政法第 38 条参照。しかし、FIRS によると、2021 年 6 月 3 日に公表された「付加価値税の実施に関する説明」では、2020 年 2 月 1 日より前に基準額に達しなかった非居住企業は、その年のいかなる時点においても、基準額に達した時点で直ちに課税を開始し、税を徴収し、送金し、月次の申告を行うものとする。

²⁴ このガイドラインは、サービス及び無形資産の供給に関して 2022 年 1 月 1 日から施行される。

²⁵ ガイドラインパラグラフ 15.2 参照。

- (カ) 供給がナイジェリアで消費又は利用されていること、あるいはそのような供給がナイジェリアでしか利用できないことを示唆する他の証拠がある。
- (キ) 当該供給に対する支払がナイジェリアで認可された銀行又はその他の金融機関からのものである場合には、当該供給地はナイジェリアである。

3. 高等教育税

ナイジェリアに登録された企業には、課税所得の 2%の割合で高等教育税が課せられる。高等教育税は、連邦内国歳入庁（FIRS）からの評価通知から 60 日以内に支払うものとする。実際には、多くの企業が自社の法人所得税（CIT）とともに自己査定ベースで高等教育税を支払っている。それにもかかわらず、非居住企業と非法人企業（例えば個人事業など）は高等教育税を免除される。

4. キャピタルゲイン税

キャピタルゲイン税は、建物、機械、債務、著作権などの課税対象資産がナイジェリアにあるかどうかにかかわらず、その処分によって事業利益に適用される。連邦内国歳入庁（FIRS）は企業が支払うキャピタルゲイン税を徴収する。資産の処分は、売却、リース、譲渡、移転等により行われる場合がある。許容される控除が行われた後の税率は課税所得の 10%である。

5. 源泉徴収税

源泉徴収税は税金の前払いである。この税は、提供されたサービス又は投資からの受取所得に関して、個人又は法人に生ずる又は行われる支払及び関係税務当局への送金から源泉徴収される。

すべての企業は、適切な源泉税を控除し、連邦内国歳入庁（FIRS）に送金する義務を負っている。連邦内国歳入庁（FIRS）に送金された源泉徴収税は、賃貸料、コミッション、管理・専門手数料、コンサルタント料、技術サービス、配当金、役員報酬、代理店契約/契約、テナント契約配当金、消耗品に関する法人への支払いから控除される。

源泉徴収税申告書の提出期限は毎月 21 日である。返却の遅れに対する罰則は、それが発生した最初の月については 25,000 ナイラであり、その後の各月については 5,000 ナイラであ

る。法人への支払から差し引かれた源泉所得税は、21 日以内に連邦内国歳入庁（FIRS）に送金されなければならない。

6. 州税

6.1 Pay As You Earn（PAYE）（収入に応じた支払い）

2011 年個人所得税（改正）法に基づき、従業員の給与が支払われるたびに、雇用者は個人所得税を控除し、控除された額を所轄の歳入庁に支払う必要がある。PAYE は有給雇用の個人を対象とし、直接評価は自営業の個人を対象としている。

ラゴス州では、個人所得税法（PITA）に基づいて制定された 2003 年の PAYE 規則により、すべての事業主は、従業員から控除された税金を送金する目的で、登録された事業所の所在地に最も近いラゴス州国税庁に登録する必要があると規定されている。従業員の所得からの税額控除は、事業を開始してから 6 か月以内に始まる。

6.2 事業所課税

これは、賃貸ビル、オフィスビル、工場など、収益をもたらす不動産に対する税金である。都市部では事業所の登記簿上 1 万ナイラ、その後 5,000 ナイラで更新されている。

6.3 地方税

地方公共団体は、租税等徴収法²⁶に基づき、事業者から税を徴収する権限を有している。地方自治体に支払われる共通税は、店舗・キオスク料金、住居料金、看板、広告許可料（州と地方自治体が共同で徴収）である。

²⁶ Cap T2 LFN 2004

第4章 広告

1. 2012年ナイジェリアの広告慣行及び販売促進、並びにその他の慣行に関する権利・制限の規約（第5版）

ナイジェリア広告業者協議会（APCON）法の第1条、第3条（1）及び第7条に基づき、APCONは、2012年ナイジェリアの広告慣行及び販売促進、並びにその他の慣行に関する権利/制限の規約（第5版）（以下「**広告慣行規約**」）を制定し、ナイジェリア市場に製品を広告する方法を規制した。

広告慣行規約の規定は、ナイジェリア人及び外国人の双方に適用され、企業団体は、ナイジェリア広告市場に向けた広告サービス、又はナイジェリアで事業を行う企業がスポンサーとなった広告サービスを提供している。したがって、広告慣行規約の規定は、あらゆる形態の広告をナイジェリア国民に向けさせようとする生産者を導くために必要である。

広告慣行規約の第3章は、異なる媒体を通じたアルコール飲料の広告に関する具体的な規定を定めている。

1.1. ラジオ/テレビ

- (ア) アルコール飲料の広告は、子供、宗教、スポーツの番組に露出してはならない。
- (イ) 児童、運動選手及び妊婦は、モデルとしてはならない。
- (ウ) アルコール飲料の広告には、宗教的又は医学的な示唆又は暗示を用いてはならない。

1.2. 印刷媒体

- (ア) 広告には宗教的又は医学的な意味合いを含めてはならない。
- (イ) 児童、スポーツ選手及び妊婦は、モデルとしてはならない。
- (ウ) アルコール飲料の広告は、児童向け出版物に掲載してはならない。

1.3. 屋外

- (ア) アルコール飲料の広告は、礼拝所、病院、学校又は自動車公園の最も近い境界フェンスから半径200メートル以内に置かないものとする。
- (イ) 児童、スポーツ選手及び妊婦は、モデルとしてはならない。
- (ウ) アルコール飲料の広告には、宗教的又は医学的な示唆又は暗示を用いてはならない。

1.4. 映画館/ビューイング・センター

- (ア) アルコール飲料の広告は、子供向け、宗教向け、スポーツ番組の期間中は表示しないものとする。
- (イ) 児童、スポーツ選手及び妊婦は、モデルとしてはならない。
- (ウ) アルコール飲料の広告には、宗教的又は医学的な示唆又は暗示を用いてはならない。

1.5. スポンサーシップ

- (ア) アルコール飲料ブランドによるスポーツイベントへの協賛は認められているが、テレビ報道やそのようなイベントのプロモーションでは、ブランド名、企業名、ロゴ、製品パックのみを画面上のフラッシュや背景として使用することができる。
- (イ) 子供を対象としたイベントや競技会は、スポンサーシップやその他のマーケティング・サポートを通じてアルコール飲料にリンクしてはならない。

1.6. ギフトアイテム

アルコール飲料の景品は、児童、スポーツ選手及び妊婦を対象にしてはならない。

1.7. 債権、打診及び団体

- (ア) アルコール飲料の広告は、アルコール飲料が健康に有益であることを示唆したり暗示したりしてはならない。
- (イ) アルコール飲料の広告は、操縦、運転、乗馬又はスポーツ活動に関連してはならない。
- (ウ) アルコール飲料の広告は、未成年のときに酒類を摂取した記録のある人物を表示してはならない。
- (エ) アルコール飲料の広告は、適正かつ責任ある飲酒のみを記載するものとする。
- (オ) アルコール飲料の広告には、医療従事者、医療業界、製薬業界の典型的な衣服を着用している人を表示してはならない。

1.8. 露出時間

アルコール飲料の広告は、6:00 AM から 8:00 PM まではラジオで、6:00 AM から 10:00 PM まではテレビで放送してはならない。

1.9. 使用中の製品

アルコール飲料の広告には、大量若しくは急速に飲酒する人を描いたり、そのような行為が魅力的又は適切であることを暗示したりしてはならない。

1.10. モデルの年齢制限

- (ア) アルコール飲料の広告に使用されるモデルは、25歳未満であるように見えてはならない。
- (イ) 25歳未満の者は、家族または背景の一部である場合を除き、アルコール飲料の広告に描写してはならない。アルコール飲料を飲んでいるところを見せてはならず、またそうしているように見えてはならない。

1.11. 社会的受容

- (ア) 広告は、アルコール飲料の消費がビジネスや社会的成功又は受容に不可欠であることを示唆するものであってはならない。
- (イ) 広告は、禁酒を否定的に描いたり、飲み物を断るのは間違っていることだと示唆したりしてはならない。

1.12. 性的嗜好

- (ア) アルコール飲料の広告は、性的嗜好又は許容性を示唆したり、ヌードを描いたりしてはならない。
- (イ) アルコール飲料の広告は、正常な性行動の美德を損なうようないかなる状況も提示してはならず、アルコール飲料が性行動の成功に直接貢献することができることを主張し又は示唆してはならない。

1.13. 属性

アルコール飲料の広告は、明示的に刺激剤、鎮静剤又は精神安定剤として製品を提供してはならない。広告は、アルコール飲料の清涼性に言及してもよいが、そのような飲料の消費が性能を向上させることができることを意味してはならない。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220056>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5180
E-mail：ORH@jetro.go.jp